

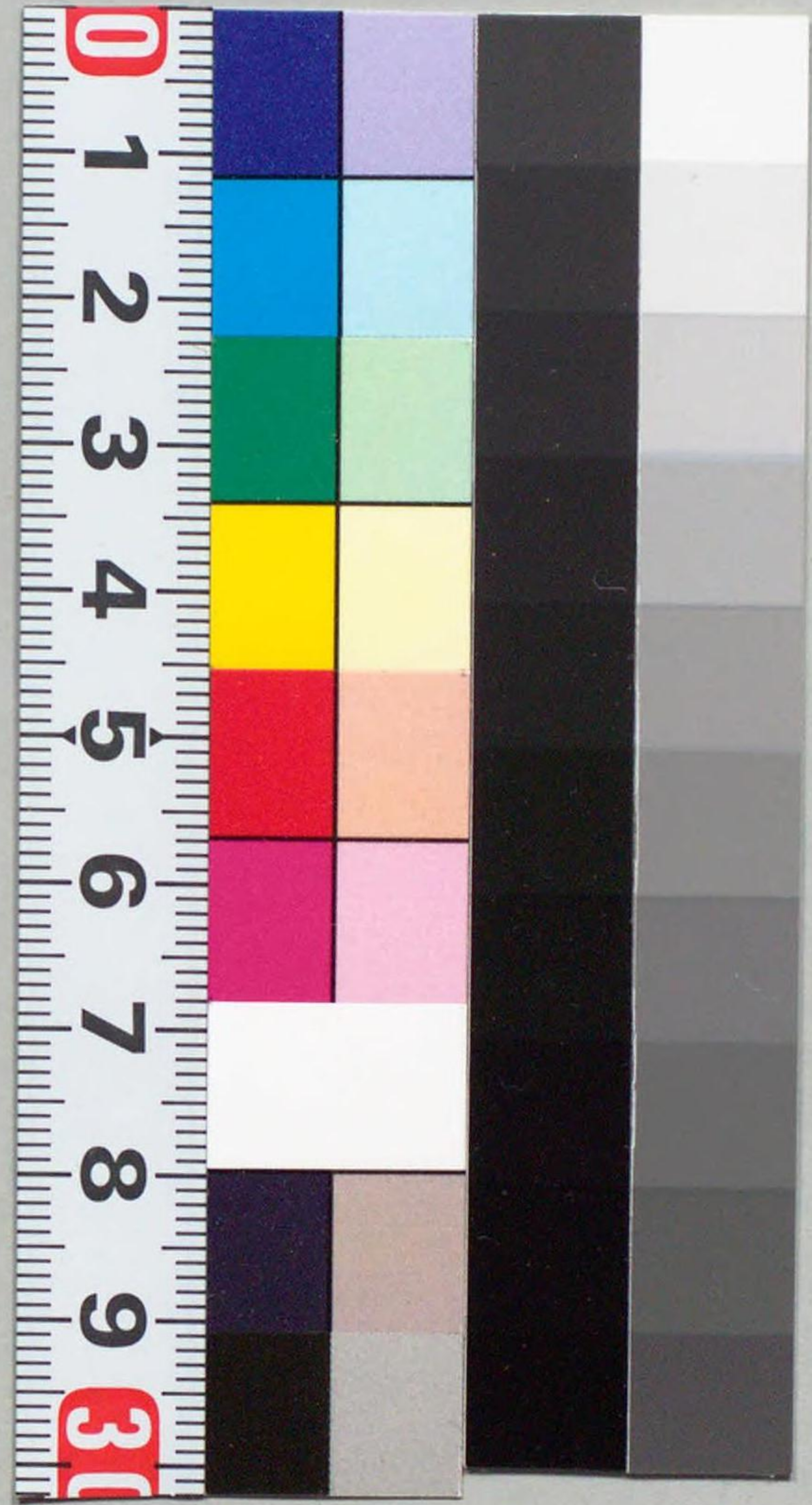
CZ-4-5
1200404246742



昭和三十四年六月

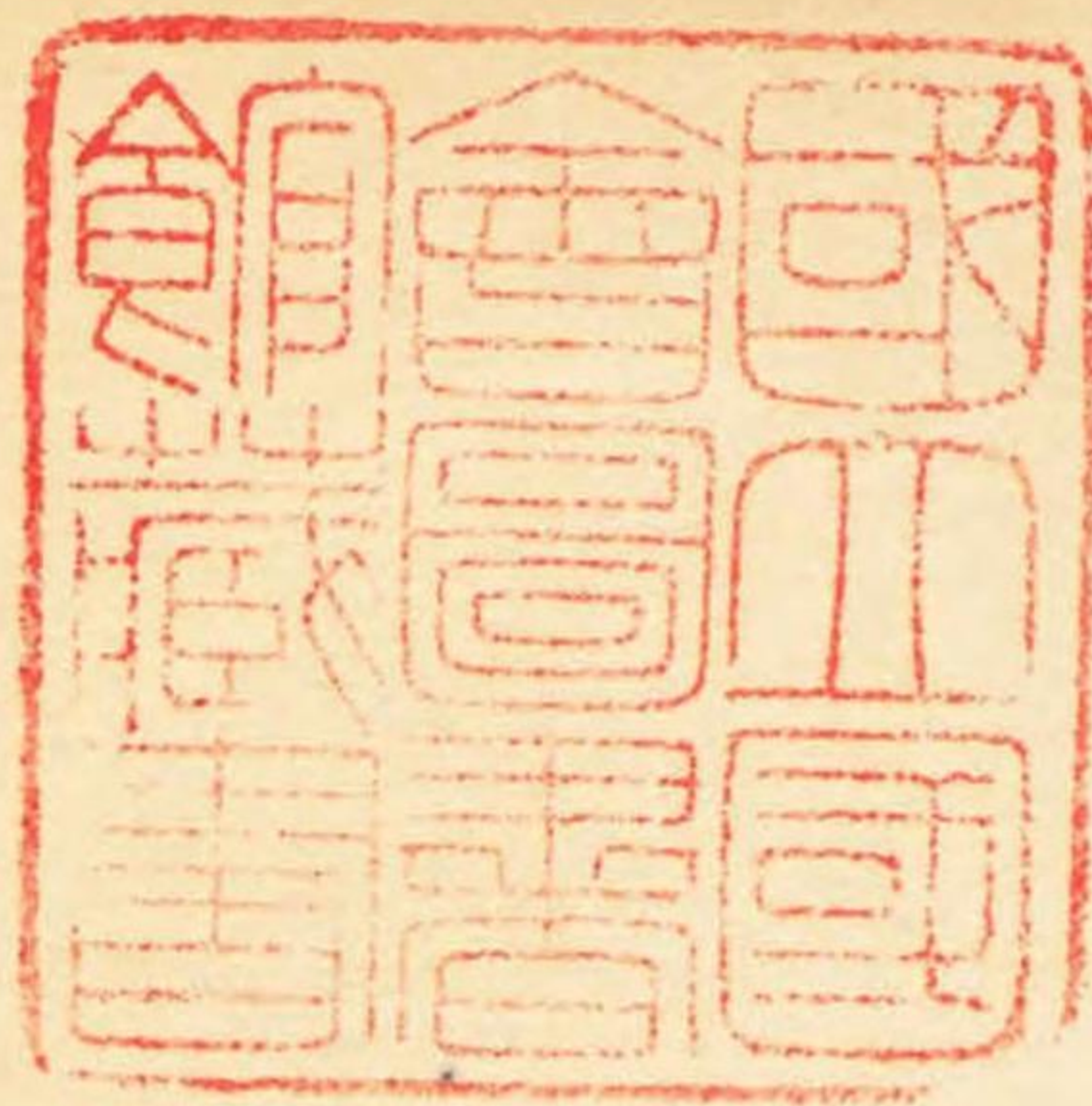
第三十一回国会法律集 下卷

法
務
省



320.91
~~H617A2~~

C2
4
5



493473

第三十回国会法律集事項別目次

国会関係

- 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三三・一二・二〇法一七七)……………上 二
- 国会職員法等の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法七〇)……………上三〇四
- 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二〇法二一)……………上一七〇

行政組織関係

- 憲法調査会法の一部を改正する法律……………(昭和三四・二・一〇法三)……………上九六
- 総理府設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一六法一三八)……………下七五
- 農林漁業基本問題調査会設置法……………(昭和三四・四・二〇法一四六)……………下一四八
- 自治庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法八二)……………上四一七
- 経済企画庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法七二)……………上三〇七
- 科学技術庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・四法一〇二)……………上四六八
- 科学技術会議設置法……………(昭和三四・二・二〇法四)……………上九六
- 法務省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法五〇)……………上二四五

目次

- 外務省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 八三)……………上四一八
- 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二四法 三一)……………上一九六
- 大蔵省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一三法 一七)……………上五一二
- 文部省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一四法 一三〇)……………下 一
- 国立学校設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一六法 一五)……………上一六〇
- 厚生省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一六法 一九)……………下七六
- 農林省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法 五一)……………上二四七
- 水産庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法 五二)……………上二四八
- 臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法……………(昭和三四・三・六法 八)……………上一〇七
- 通商産業省設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 八四)……………上四一八
- 運輸省設置法等の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二六法 四〇)……………上二一三
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律……………(昭和三三・一二・一五法 一七六)……………上 一
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一三法 一九)……………上五一四
- 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一三法 一八)……………上五一三

- 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・五・一五法 一六四)……………下五〇〇
- 恩給法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一六法 一四〇)……………下七九
- 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律……………(昭和三四・五・一五法 一六三)……………下四七四

地方自治関係

- 地方自治法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一一法 一二)……………上一一六
- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律……………(昭和三三・一二・二七法 一八八)……………上一二一
- 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一一法 一三)……………上一一八
- 地方税法等の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七六)……………上一三五
- 地方税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・二〇法 一四九)……………下二六二
- 地方交付税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 九七)……………上四四三
- 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二六法 四一)……………上一一五
- 補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七五)……………上一三四
- 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律……………(昭和三三・一二・二七法 一八九)……………上一二三

司法関係

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二四法 三二)……………上二〇〇

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・七法 一〇)……………上一一〇

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七三)……………上三〇九

○司法試験法の一部を改正する法律……………(昭和三三・一二・二五法 一八〇)……………上四

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七四)……………上三一

警察・消防関係

○警察法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一八法 二〇)……………上一七〇

○警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 八七)……………上四二六

●風俗営業取締法の一部を改正する法律……………(昭和三四・二・一〇法 二)……………上九三

●消防法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 八六)……………上四一九

○消防組織法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 九八)……………上四五四

国土建設関係

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二〇法 二三)……………上一七八

○九州地方開発促進法……………(昭和三四・三・三〇法 六〇)……………上二七五

●道路法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六六)……………上二八二

○日本道路公団法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 九六)……………上四四二

○道路整備緊急措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 九五)……………上四四二

●首都高速道路公団法……………(昭和三四・四・一四法 一三三)……………下九

●建築基準法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・二四法 一五六)……………下三九九

○公営住宅法の一部を改正する法律……………(昭和三四・五・一法 一五九)……………下四三〇

○宅地建物取引業法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一一法 一一)……………上五〇七

○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・六法 一〇五)……………上四八〇

○土地区画整理法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 九〇)……………上四二九

●首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律……………(昭和三四・三・一七法 一七)……………上一六一

財務関係

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一一法 一一二)……………上五〇八

○産業投資特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二四法 三三)……………上二〇一

○賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和三三・一二・二五法 一八四)……………上一八

○賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・二二法 一五一)……………下三八五

- 糸価安定特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六一)……………上二七九
- 特定港湾施設工事特別会計法……………(昭和三四・三・三〇法 六八)……………上二八九
- 特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六三)……………上二八〇
- 特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六四)……………上二八〇
- 昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二〇法 二五)……………上二八四
- 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和三四・三・二〇法 二六)……………上二八四
- 糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六二)……………上二七九
- 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律……………(昭和三四・三・二六法 四三)……………上二二七

- 所得税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七九)……………上三五〇
- 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律……………(昭和三四・三・七法 九)……………上一〇八
- 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律……………(昭和三四・二・二六法 六)……………上一〇〇
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律……………(昭和三四・四・二二法一五二)……………下三八五
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律……………(昭和三四・四・二二法一五三)……………下三八七
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律……………(昭和三四・四・二三法一五四)……………下三八八
- 法人税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 八〇)……………上四〇九
- 株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・七法 一一)……………上一一四

- 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一七法 一八)……………上二六七
- 入場税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・三〇法 一五七)……………下四二三
- 揮発油税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・九法 一〇九)……………上五〇四
- 地方道路税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・九法 一一〇)……………上五〇六
- 酒税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法 五四)……………上二五一
- 砂糖消費税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法 五五)……………上二五八
- 物品税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・二一法 一五〇)……………下三七四
- 関税法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一一法 一一三)……………上五〇八
- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七二)……………上三〇八
- 関税率法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法 五六)……………上二六八
- 関税率法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七二)……………上三〇八
- 国税徴収法……………(昭和三四・三・三一法 七八)……………上三四五
- 国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律……………(昭和三四・四・二〇法 一四七)……………下一五〇
- 租税特別措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 七七)……………上三二二

- 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六五)……………上二八一
- 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外債債の発行に関する法律……………(昭和三三・一二・二〇法 一七八)……………上二
- 公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律……………(昭和三三・一二・二七法 一九〇)……………上二四
- 塩業整備臨時措置法……………(昭和三四・三・三一法 八一)……………上四二二

教育・文化関係

- 昭和三十二年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法……………(昭和三三・一二・二七法 一九二)……………上三八
- 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書との給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二六法 四四)……………上二二九
- 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二四法 三四)……………上二〇一
- 社会教育法等の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・三〇法 一五八)……………下四二七
- 皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律……………(昭和三四・三・一七法 一六)……………上一六〇

産業関係

○海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二四法 三五)……………上二〇二

○畑地農業改良促進法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二四法 三六)……………上二〇二

○開拓融資保証法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一法 八九)……………上四二八

○農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二四法 三七)……………上二〇二

●臨時てん菜糖製造業者納付金法……………(昭和三四) 四・一法 九三)……………上四三六

●日本てん菜振興会法……………(昭和三四) 四・七法一〇八)……………上四九五

○小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国府てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律……………(昭和三四) 三・二八法 五七)……………上二六九

●酪農振興法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一法一〇〇)……………上四五七

○農業災害補償法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二〇法 二七)……………上一八五

○農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法……………(昭和三四) 三・二七法 四七)……………上二四四

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三三) 一二・二五法一八三)……………上一七

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和三三) 一二・二五法一八六)……………上一九

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一法 九九)……………上四五六

●日本蚕繭事業団法……………(昭和三四) 四・四法一〇四)……………上四七一

○森林開発公団法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二〇法 二九)……………上一八七

○漁船法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一法一一六)……………上五一

○漁港法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一法一一四)……………上五〇九

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一五法一三四)……………下一一九

○石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二八法 五九)……………上二七五

●工場排水等の規制に関する法律……………(昭和三三) 一二・二五法一八二)……………上一

●工場立地の調査等に関する法律……………(昭和三四) 三・二〇法 二四)……………上一八一

●軽機械の輸出の振興に関する法律……………(昭和三四) 四・一八法一四四)……………下一三一

●航空機工業振興法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 三・二六法 四五)……………上二三〇

●繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一四法一三二)……………下二

●核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・四法一〇三)……………上四六九

●小売商業調整特別措置法……………(昭和三四) 四・二三法一五五)……………下三八九

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律……………(昭和三四) 四・一四法一三一)……………下一

- 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の
一部を改正する法律……………(昭和三三・一二・二五法一八七)……………上二一〇
- 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法……………(昭和三四・四・一法九二)……………上四三三
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法九二)……………上四三六
- 中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二〇法二八)……………上一八六
- 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法九四)……………上四四〇
- 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一七法一九)……………上一六九
- プラント類輸出促進臨時措置法……………(昭和三四・三・二八法五八)……………上二七〇
- 輸出品デザイン法……………(昭和三四・四・六法一〇六)……………上四八一
- 特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・五・一五法一六六)……………下五一九
- 特許法……………(昭和三四・四・一三法一二一)……………上五四五
- 特許法施行法……………(昭和三四・四・一三法一二二)……………上五九七
- 特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律……………(昭和三四・四・一三法一二九)……………上六九〇
- 実用新案法……………(昭和三四・四・一一法一一五)……………上五一〇
- 実用新案法施行法……………(昭和三四・四・一三法一二三)……………上六〇三
- 意匠法……………(昭和三四・四・一三法一二四)……………上六二三
- 意匠法施行法……………(昭和三四・四・一三法一二五)……………上六二九
- 意匠法施行法……………(昭和三四・四・一三法一二六)……………上六五三

- 商標法……………(昭和三四・四・一三法一二七)……………上六五七
- 商標法施行法……………(昭和三四・四・一三法一二八)……………上六八六

経済統制関係

- 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨
による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する
法律……………(昭和三三・一二・二五法一八五)……………上一八
- 臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二七法四八)……………上二四四
- 硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部
を改正する法律……………(昭和三四・三・二七法四九)……………上二四五

運輸関係

- 日本国有鉄道法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・六法一〇七)……………上四九四
- 自動車ターミナル法……………(昭和三四・四・一五法一三六)……………下四六
- 中小型鋼船造船業合理化臨時措置法……………(昭和三四・四・一法一〇二)……………上四六六
- 海上運送法の一部を改正する法律……………(昭和三四・一・一〇法一一)……………上九二
- 国内旅客船公団法……………(昭和三四・三・二六法四六)……………上二三五
- 特定港湾施設整備特別措置法……………(昭和三四・三・三〇法六七)……………上二八六
- 港域法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・一三法一四)……………上一一八

- 港湾運送事業法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三〇法 六九)……………上二九四
- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一法 八八)……………上四二八
- 旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二四法 三八)……………上二〇三
- 日本観光協会法……………(昭和三四・三・二四法 三九)……………上二〇三
- 郵務関係
- 簡易生命保険法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二六法 四二)……………上二一六
- 放送法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二三法 三〇)……………上一八八
- 労働関係
- 最低賃金法……………(昭和三四・四・一五法 一三七)……………下六〇
- 中小企業退職金共済法……………(昭和三四・五・九法 一六〇)……………下四三四
- 厚生関係
- 公共用水域の水質の保全に関する法律……………(昭和三三・一二・二五法 一八一)……………上 六
- へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一八法 一四三)……………下一二九
- 社会福祉事業法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・三一法 八五)……………上四一九
- 未帰還者に関する特別措置法……………(昭和三四・三・三法 七)……………上一〇一
- 南方同胞援護会法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二〇法 二二)……………上一七七
- 児童福祉法の一部を改正する法律……………(昭和三四・三・二八法 五三)……………上二四八

- 消費生活協同組合法の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一八法 一四五)……………下一四七
- 国民年金法……………(昭和三四・四・一六法 一四一)……………下八〇
- 国民健康保険法……………(昭和三三・一二・二七法 一九二)……………上三九
- 国民健康保険法施行法……………(昭和三三・一二・二七法 一九三)……………上七〇
- 渉外関係
- 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一七法 一四二)……………下一二八
- 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律……………(昭和三四・五・一五法 一六五)……………下五〇六
- 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和三四・二・三〇法 五)……………上九九
- 接収貴金属等の処理に関する法律……………(昭和三四・四・一五法 一三五)……………下二九
- 国防関係
- 防衛庁設置法の一部を改正する法律……………(昭和三四・五・一二法 一六一)……………下四七二
- 自衛隊法の一部を改正する法律……………(昭和三四・五・一二法 一六二)……………下四七二
- 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律……………(昭和三四・四・一三法 一二〇)……………上五三四

文部省設置法の一部を改正する法律

(昭和三十四年四月十四日)
法律 第百三十号

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(特別な職)

第六条の二 大臣官房に官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

第七条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 広報に関すること。

第十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 国立中央青年の家を管理し、及び運営すること。

第十一条第十四号を次のように改める。

十四 削除

第十四条中「第二十六条」を「第二十五条の三、第二十六条」に改める。

文部省設置法の一部を改正する法律(一一〇)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(一二二)

第二十五条の二の次に次の一条を加える。

(国立中央青年の家)

第二十五条の三 本省に国立中央青年の家を置く。

2 国立中央青年の家は、団体宿泊訓練を通じて健全な青年の育成を図るための機関とする。

3 国立中央青年の家は、静岡県に置く。

4 国立中央青年の家の内部組織は、文部省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律

(昭和三十四年四月十四日)
法律 第百三十一号

日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三百八十八億円」を「四百五十八億円」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月十四日
法律第百三十二号）

繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 紡糸機（湿式紡糸機、乾式紡糸機及び熔融式紡糸機をいう。以下同じ。）は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、化学繊維（別表第三に掲げるものをいふ。以下同じ。）の製造の用に供してはならない。ただし、通商産業省令で定めるところにより試験的に製造の用に供する場合は、この限りでない。

第三条第一項中「別表第三」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、「織物幅出機の区分により」の下に「紡糸機にあつては別表第六に掲げる紡糸機の区分により」を加え、同条第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

は紡糸機」に改める。

第八条中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第九条第一項中「昭和三十五年度」を「昭和三十七年度」に、「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第二項及び第三項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第四項中「働き長さの合計」の下に「紡糸機にあつては能力の合計」を加える。

第十条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録を受けようとする者は、前条第五項の期間内に、次の事項を記載した仮登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項に掲げる事項
二 第二条の登録を受けた精紡機、織物幅出機又は紡糸機について登録を受けようとする場合は、その登録を受けた登録の区分

三 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為に基いて精紡機、織物幅出機又は紡糸機を処理した者が次条の規定により他に先だつて仮登録を受けること

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（一三二）

幅出機又は紡糸機」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 第二条第三項の登録を受けた紡糸機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の化学繊維の製造の用に供してはならない。

第六条の見出しを「（既存設備による糸の製造等）」に改め、同条中「この法律の施行の時」を「この法律（紡糸機にあつては、繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百三十二号）以下この条及び次条第一項において同じ。）の施行の時」に、「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第七条第一項中「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学繊維の製造」に、「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改め、「（以下「働き長さ」という。）」の下に「紡糸機にあつては通商産業省令で定める方法により算定した能力（以下単に「能力」という。）」を加え、同条第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、同条第三項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

ができる精紡機、織物幅出機又は紡糸機（以下「優先設備」という。）について登録を受けようとする場合は、その登録を受けようとする優先設備の錘の数、働き長さ又は能力の合計

第十条第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為に基いて精紡機、織物幅出機又は紡糸機を廃棄の方法により処理した者は、その処理した精紡機、織物幅出機又は紡糸機の錘の数、働き長さ又は能力の合計の範囲内で、第二条の登録を受けていない精紡機、織物幅出機又は紡糸機について他に先だつて仮登録を受けることができる。

2 第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為に基いて精紡機、織物幅出機又は紡糸機を廃棄以外の方法により処理した者は、その処理した精紡機、織物幅出機又は紡糸機について、その現に登録を受けている登録の区分以外の区分について、他に先だつて仮登録を受けることができる。

第十一条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」

に、「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は働き長さの合計が」を「働き長さ又は能力の合計が」に、「又は働き長さの合計を」を「働き長さ又は能力の合計（以下「公告数」という。）を」に、「公正な方法でくじを行い」を「次に定めるところにより」に改め、同項に次の二号を加える。

一 前項の規定により仮登録をすべき精紡機、織物幅出機又は紡糸機のうちに優先設備があるとき。

イ その優先設備の錘の数、働き長さ又は能力の合計が公告数をこえるときは、その優先設備について公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めること。

ロ その優先設備の錘の数、働き長さ又は能力の合計が公告数をこえないときは、まずその優先設備を仮登録をすべきものと定め、なお残余があるときは、その残余の範囲内、他の精紡機、織物幅出機又は紡糸機について公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めること。

二 前項の規定により仮登録をすべき精紡機、織物幅出

機又は紡糸機のうちに優先設備がないときは、公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めること。

第十一条第三項及び第四項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（仮登録事項の変更）

第十一条の二 前条第一項の仮登録を受けた者は、第七条第一項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した仮登録事項変更申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の仮登録事項変更申請書を受理したときは、その変更後の精紡機、織物幅出機又は紡糸機が次の各号に適合していると認めるときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

一 変更前の精紡機、織物幅出機又は紡糸機の錘の数若しくはその合計、働き長さ若しくはその合計又は能力若しくはその合計の範囲内であること。

二 第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 織物幅出機の種類を変更する場合は、クリップ式織

物幅出機とピン式織物幅出機との間の変更又はクリップ式織物幅出乾燥機とピン式織物幅出乾燥機との間の変更であること。

3 前条第四項の規定は、前項の規定により繊維工業設備台帳の記載を変更した場合に準用する。

第十一条の三 第十一条第一項の仮登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十一条第一項」に、「若しくは織物幅出機」を「織物幅出機若しくは紡糸機」に、「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「前条第四項」を「第十一条第四項」に改める。

第十三条中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「若しくは織物幅出機」を「織物幅出機若しくは紡糸機」に、「又は織物幅出機」

を「織物幅出機又は紡糸機」に改め、同条第三項及び第四項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。

第十五条第一項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は働き長さ若しくはその合計」を「働き長さ若しくはその合計又は能力若しくはその合計」に改める。

第十六条並びに第十七条第一項及び第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第十八条第一項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を「織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、同条第二項中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第二十条中「又は織物幅出機」を「織物幅出機又は紡糸機」に改める。

第二十一条中「若しくは織物幅出機」を「織物幅出機若しくは紡糸機」に、「若しくは織物の加工」を「織物の加工若しくは化学繊維の製造」に改める。

第二十四条第一項中「昭和三十五年度」を「昭和三十七

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（一二三）

年度」に、「若しくは織物幅出機」を、「織物幅出機若しくは紡糸機」に改め、「糸」の下に「化学繊維」を、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を加え、同条第二項中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改める。
第二十六条第二項中「糸」の下に「化学繊維」を加える。

第四十条第一項中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に改め、「糸」の下に「化学繊維」を加える。

は紡糸機」に、「又は織物の加工」を、「織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。
第四十一条第一項中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を、「織物の加工又は化学繊維の製造」に改め、「織物幅出機」の下に「紡糸機」を加える。
第四十二条の表を次のように改める。

納付しなければならない者	金	
	精紡機	織物幅出機
一 第七条第一項の登録申請書を提出する者	一 錘につき五円	働き長さ十メートル又ははその端数につき千円
二 第十条第一項の仮登録申請書を提出する者	イ 第二条の登録を受けた精紡機、織物幅出機又は紡糸機について登録を受ける場合 一件につき六千円に一錘につき三円を加算した額	一件につき六千円に働き長さ十メートル又ははその端数につき六百円を加算した額
ロ その他の場合	一件につき二万円に一錘につき五円を加算した額	一件につき一万円に働き長さ十メートル又ははその端数につき千円を加算した額

額

紡糸機

三 第十一条の二第一項の仮登録事項変更申請書を提出する者	一 錘につき一円	加算した額	算した額
四 第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者	一 錘につき三円	働き長さ十メートル又ははその端数につき二百円	能力一キログラム又ははその端数につき二円
五 第十一条の三第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定により届出をする者	一枚につき五百円	働き長さ十メートル又ははその端数につき六百円	能力一キログラム又ははその端数につき六円
六 第十七条第三項の規定により標識の取付を受ける者	一枚につき十円		
七 繊維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者	一件一回につき十円		
八 繊維工業設備台帳の閲覧を請求する者			

別表第六

第四十七条第一号中「又は織物幅出機」を、「織物幅出機又は紡糸機」に、「又は織物の加工」を、「織物の加工又は化学繊維の製造」に改める。
別表第四を別表第五とし、同表の次に次の一表を加える。

- 一 ビスコース長繊維のうち普通人絹の製造の用に供すべきもの
- 二 ビスコース長繊維のうち強力人絹の製造の用に供すべきもの

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律（一二三）

- 三 ビスコース短繊維の製造の用に供すべきもの
- 四 銅アンモニア繊維の製造の用に供すべきもの
- 五 アセテート繊維の製造の用に供すべきもの
- 六 ポリアミド系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 七 ポリビニールアルコール系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 八 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 九 ポリ塩化ビニール系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 十 ポリアクリルニトリル系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 十一 ポリエステル系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 十二 ポリエチレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 十三 ポリプロピレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 十四 ポリ青化ビニリデン系合成繊維の製造の用に供すべきもの

- 十五 ポリ尿素系合成繊維の製造の用に供すべきもの
- 別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。
- 別表第三
- 一 ビスコース繊維
 - 二 銅アンモニア繊維
 - 三 アセテート繊維
 - 四 ポリアミド系合成繊維
 - 五 ポリビニールアルコール系合成繊維
 - 六 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維
 - 七 ポリ塩化ビニール系合成繊維
 - 八 ポリアクリルニトリル系合成繊維
 - 九 ポリエステル系合成繊維
 - 十 ポリエチレン系合成繊維
 - 十一 ポリプロピレン系合成繊維
 - 十二 ポリ青化ビニリデン系合成繊維
 - 十三 ポリ尿素系合成繊維
- 附則
- この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

首都高速道路公団法

(昭和三十四年四月十四日法律第百三十三号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 管理委員会（第八条—第十七条）
- 第三章 役員及び職員（第十八条—第二十八条）
- 第四章 業務（第二十九条—第三十一条）
- 第五章 財務及び会計（第三十二条—第四十四条）
- 第六章 監督（第四十五条—第四十六条）
- 第七章 補則（第四十七条—第五十一条）
- 第八章 罰則（第五十二条—第五十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 首都高速道路公団は、東京都の区に存する区域及びその周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等

首都高速道路公団法（一三三）

により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

（法人格）

第二条 首都高速道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、十億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の十億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

（登記）

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条 公団でない者は、首都高速道路公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

（設置）

第八条 公団に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となること
ができない。

一 国會議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は政
党の役員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業と
する者であつて公団と取引上密接な利害関係を有する
もの又はこれらの者が法人であるときはその役員（い
かなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権
又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称に
よるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を
有する者を含む。）

四 公団の役員又は職員

（委員の解任）

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに
至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、そ
の他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解
任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められ

（組織）

第十条 委員会は、委員五人及び公団の理事長をもつて組
織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任す
る。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事
故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければ
ならない。

（委員の任命）

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団
体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あると
きは、当該地方公共団体の長が共同して）推薦した者の
うちから任命しなければならない。

（委員の任期）

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。
（委員の欠格条項）

るとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他
職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第十六条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する
委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち二人
以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることが
できない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可
否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させ
て、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）

第十七条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）そ
の他の罰則の適用については、法令により公務に従事す
る職員とみなす。

第三章 役員及び職員

（役員）

第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

（役員任命）

第二十条 理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員任期）

第二十一条 役員任期は、四年とする。

（役員兼職禁止）

第二十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員任命）

第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員公務員たる性質）

第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

（業務の範囲）

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、東京

2 役員は、再任されることができる。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員欠格条項）

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることできない。

- 一 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者
- 二 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

（役員解任）

第二十三条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

都の区に存する区域及びその周辺の地域において、次の業務を行う。

- 一 その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第一項の規定による指定を受けたものに限る。）で都市計画として決定されたものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。
- 二 前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行うこと。

三 国又は地方公共団体の委託に基き、第一号の自動車専用道路の新設又は改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設又は改築で都市計画として決定された道路に係るものを行うこと。

四 その利用について料金を徴収する路外駐車場で都市計画として決定されたものの建設及び管理を行うこと。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基き、道路に関する調

査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行うことができる。

一 前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。

二 委託に基き、前項第一号の自動車専用道路で高架のものの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3 公団は、前項の業務を行う場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（基本計画）

第三十条 建設大臣は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条第三項の整備計画に基き、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理

者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ。）と協議しなければならない。この場合において、道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都県又は市）の議会の議決を経なければならない。

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）に準用する。

（業務方法書）

第三十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

（事業年度）

第三十二条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（決算）

第三十四条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第三十五条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けた

ときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十六条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び首都高速道路債券）

第三十七条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は首都高速道路債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還

することができない金額に限り、建設大臣の認可を受け、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付等）

第三十八条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金

上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

（建設省令への委任）

第四十四条 この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

（監督）

第四十五条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十六条 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は

首都高速道路公団法（二三三）

の貸付をし、又は債券の引受をすることができる。

（償還計画）

第三十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（他の道路の新設又は改築に要する費用の負担）

第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

（補助金）

第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 第四条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務

その職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

（解散）

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

（恩給）

第四十八条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条及び附則第十二条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条及び附則第十二条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の

適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は首都高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第四十九条 公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（大蔵大臣との協議）

第五十条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第四条第三項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十七条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九条の規定による認可をしようとするとき。
二 第三十条第一項の基本計画を定めようとするとき。
三 第三十五条第一項及び第四十三条の規定による承認をしようとするとき。
四 第四十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。
五 第三十一条第二項及び第四十四条の規定により建設省令を定めようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

（罰則）

第五十二条 第四十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の

（公団の設立）

第二条 建設大臣は、第二十条第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四条第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終つたときは、建設大臣に對して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込を求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込があつた日）に於いて、その事務を前条第一項の規定により指名された

理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六条 公団の設立の後最初に任命される理事のうち三人及び監事のうち一人の任期は、第二十一条第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第七条 公団の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。
（日本道路公団からの引継等）

第九条 建設大臣が第三十条第一項の基本計画を公団に指示した場合において、当該基本計画に含まれている道路に係る事業で日本道路公団が道路整備特別措置法（昭和

ものともなす。

4 建設大臣が第二項の規定による認可をしようとするとき、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。
（引継に係る職員の恩給）

第十二条 附則第九条後段に規定する引継に係る事務に従事していた日本道路公団の職員のうち、日本道路公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職し、引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き日本道路公団の職員として在職する者が、公団の設立の日から同条後段の規定による事務の引継が完了した日までの間に更に引き続き公団の職員となつた場合においては、その公団の職員を日本道路公団の職員として勤続する者とみなして日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条（恩給）の規定を適用する。

2 公団は、前項の規定の適用を受ける公団の職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

三十一年法律第七号）第三条第一項の許可を受けて施行しているものについては、公団が同法第七条の三第一項の認可を受けているものとみなし、日本道路公団が当該事業に係る道路に関し同法又は道路法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、公団がこれらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、日本道路公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引継ぐものとする。

第十条 前条の事業に関し、同条の指示の際現に日本道路公団が有する権利及び義務は、その時において、公団が承継する。

第十一条 公団は、日本道路公団が附則第九条前段の事業を行うために要した費用を日本道路公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団が協議して定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣が裁定したときは、前項の協議が成立した

（名称使用の制限に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行の際現に首都高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第十四条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「以下「公団」という。」を「若しくは首都高速道路公団」に改める。

第二条の二から第七条まで（第二条の二及び第三条から第五条までの見出しを含む。）中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第七条の見出し中「道路管理者」を「日本道路公団による道路管理者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（首都高速道路公団の行う有料の首都高速道路の新設又は改築）

第七条の二 首都高速道路公団は、道路法第十三条第一

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 首都高速道路公団は、前項の工事実施計画書を作成しようとする場合において、当該工事実施計画書に係る道路が二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、その他の道路であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

（首都高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第七条の四 首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基き新設し、又は改築した首都高速道路について料金を徴収しようとするときは、運輸省令・建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第二項の規定は、首都高速道路公団が前項の認可を受けようとする場合に準用する。

（首都高速道路公団の行う有料の首都高速道路の維持、

項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項の規定による指定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路（以下単に「首都高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

（有料の首都高速道路の工事実施計画書の認可）

第七条の三 首都高速道路公団は、前条の規定に基き首都高速道路を新設し、又は改築しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 路線名及び工事の区間

修繕等

第七条の五 首都高速道路公団は、第七条の二の規定に基き新設し、又は改築した首都高速道路については、道路法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日（翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。）

（首都高速道路公団による道路管理者の権限の代行）

第七条の六 第七条の規定は、首都高速道路公団が第七条の二の規定に基き首都高速道路を新設し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。

第九条第一項前段中「公団」を「日本道路公団又は首

都高速道路公団」に改め、「第三条第一項の許可」の下に「又は第七条の三第一項の認可」を、「当該許可」の下に「又は認可」を加える。

第十条（見出しを含む。）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事」を「若しくは第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事又は第七条の二の規定に基く首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事」に改める。

第十一条第一項中「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加える。

第十二条第一項中「第二条の二」の下に「又は第七条の二」を加え、「高速自動車国道」を「高速自動車国道又は首都高速道路」に改め、「当該高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、「高速自動車国道法第二条第四項」を「道路法第二条第三項」に改め、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「及び首都高速道路」を加える。

第十四条第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都

若しくは改築し、若しくは第七条の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う首都高速道路（以下「首都高速道路公団の管理する首都高速道路」という。）に、「公団の意見」を「日本道路公団又は首都高速道路公団の意見」に改め、同条第二項中「公団の管理する一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十八条中「公団は、公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団は、日本道路公団」に、「又は一級国道等」を「若しくは日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に、「又は当該一級国道等」を「若しくは当該一級国道等の道路管理者又は当該首都高速道路」に改める。

第十八条の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十九条の見出し中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管

高速道路公団」に改める。

第十五条第一項中「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に、「新設又は」を「新設若しくは」に、「又は第三条第一項若しくは」を「第三条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基く首都高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は」に改め、同条第二項中「第二条の三」の下に「若しくは第七条の三第一項」を加え、「公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団」に改める。

第十六条第一項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第十六条の二中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第十七条第一項中「公団が」を「日本道路公団が」に、「新設し」を「新設し、」に、「第四条第一項」を「第四条」に、「又は第五条第一項」を「若しくは第五条第一項」に、「（高速自動車国道を除く。以下「公団の管理する一級国道等」という。）」を「（高速自動車国道を除く。以下「日本道路公団の管理する一級国道等」という。）」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第二十条第一項、第四項及び第五項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「公団」を「日本道路公団若しくは首都高速道路公団」に改める。

第二十一条中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」を「日本道路公団の管理する一級国道等並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加え、「又は第七条第一項第六号」を「若しくは第七条第一項第六号又は第七条の六において準用する第七条第一項第六号」に、「又は第七条第一項第三号」を「若しくは第七条第一項第三号又は第七条の六において準用する第七条第一項第三号」に、「又は第七条第一項第八号」を「若しくは第七条第一項第八号又は第七条の六において準用する第七条第一項第八号」に改める。

第二十三条中「及び第五条第一項」を「第五条第一項及び第七条の二」に、「公団」を「それぞれ当該料金若しくは占用料を徴収し、又は当該負担金を課した日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十四条中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十五条中「及び第五条第一項」を「第五条第一項及び第七条の二」に改め、「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六条第一項中「公団の管理」を「日本道路公団の管理」に、「一級国道等」に「一級国道等」に改め、「日本道路公団の管理する一級国道等」に改め、「日本道路公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、「日本道路公団又は首都高速道路公団のした処分」を「日本道路公団又は首都高速道路公団のした処分」に改め、同条第二項中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第三項中「日本道路公団」の下に「又は首都高速道路公団」を加える。

第二十六条の二の見出し中「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路」を加え、同条中「公団の」を「日本道路公団の」に改め、同項第四号中「公団」を「日本道路公団」に改める。

第三十条第一項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」の下に「とし、首都高速道路公団の管理する首都高速道路を首都高速道路公団が管理し、又は管理しようとするときにおいては、同法第二条第二項、第四十条第一項、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十条第一項、第三項若しくは第四項、第七十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「首都高速道路公団」と、同法第二十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び首都高速道路公団以外の者」と、同法第七十一条第四項中「道路監視員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条の規定又はこれらの規定に基づく処分」とあるのは「道路監視員を命じ、第二十四条、第四十条、第四十三条、第四

本道路公団の」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改める。

第二十七条第一項中「公団」に対して、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に対して、「日本道路公団」に、「又は一級国道等」を「若しくは日本道路公団の管理する一級国道等又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」に改め、同条第二項中「公団」に対して、「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に対して、「日本道路公団」に改め、「高速自動車国道」の下に「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加える。

第二十八条（見出しを含む）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同条第二項中「高速自動車国道、一級国道、二級国道、都道府県道又は指定市の市道」を「道路」に改める。

第二十九条第一項（第四号を除く）中「公団」を「日本道路公団又は首都高速道路公団」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで中「の規定により」を「第七条の六において準用する場合を含む」の

十六号若しくは第四十七条第二項の規定又は道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により首都高速道路公団が代つてするこれらの規定に基づく処分」と、同法第七十二条第一項中「第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条の六において準用する同法第七条第一項第六号の規定により首都高速道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」を加え、同条第二項中「公団」を「日本道路公団」に改め、「一級国道等」の下に「及び首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う日本道路公団又は首都高速道路公団は、道路法第八章（第百六条を除く。）の規定の適用については、道路管理者とみなし、この法律の規定により建設大臣に代つてその権限を行う日本道路公団は、これらの規定又は高速自動車国道法第四章（第三十三条を除く。）の規定の適用については、建設大臣とみなす。

（登録税法の一部改正）

第十五条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ七中「日本道路公団」の下に「又ハ首都高速道路公団」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十六条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ五中「日本道路公団」の下に「又ハ首都高速道路公団」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十七条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の六中「日本道路公団」の下に「及び首都高速道路公団」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十八条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

（首都高速道路公団監理官）

第五条の五 第三条第五号の七に規定する事務を行わせるため、建設省に首都高速道路公団監理官一人を置く。

2 首都高速道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第一百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十八号の四の次に次の一号を加える。

三十八の五 首都高速道路公団の管理する首都高速道路に関し、料金及び料金の徴収期間を認可すること。

第二十八条第一項第八号の六の次に次の一号を加える。

八の七 首都高速道路公団の管理する首都高速道路の基本計画及び料金に関すること。

第二十八条第三項中「第八号の六」を「第八号の七」に改める。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（二三四）
接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

（地方税法の一部改正）

第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

（建設省設置法の一部改正）

第二十一条 建設省設置法（昭和二十三年法律第一百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七 首都高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に「首都高速道路公団」を加える。

第二章第五条の四の次に次の一条を加える。

石炭鉱業合理化臨時措置法の 一部を改正する法律

（昭和三十四年四月十五日
法律第三百三十四号）

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「五年間」を「六年間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

接收貴金屬等の処理に関する 法律

（昭和三十四年四月十五日
法律第三百三十五号）

（目的）

第一条 この法律は、連合国占領軍に接收された貴金屬等で、その後連合国占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をす

ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「貴金屬等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミン及びこれらの合金の地金及び製品
 - 二 ダイヤモンドその他の貴石及び半貴石並びにこれらを用いた製品
 - 三 前各号に掲げるものの容器及び附属品
 - 四 その他政令で定める物品
- 2 この法律で「接收」とは、本邦（政令で定める地域を除く。）内で、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。
- 3 この法律で「保管貴金屬等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。
- 一 接收された貴金屬等（接收の後に溶解されたものを含む。以下「接收貴金屬等」という。）

その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

（返還の請求）

第五条 その占有に係る貴金屬等を接收された者（以下「被接收者」という。）又はその相続人（被接收者が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。）で、この法律の施行前に接收貴金屬等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接收貴金屬等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接收の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

2 被接收者又はその相続人でこの法律の施行前に接收貴金屬等の返還を受けたものうち、当該接收貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡した者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができる。

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

二 接收貴金屬等のうち連合国占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金（これに係る利息を含む。以下同じ。）

三 連合国占領軍から接收貴金屬等の引渡を受けた者が当該接收貴金屬等に代るべきものとして連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第百十九号。以下「代替貴金屬に関する法律」という。）第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金（連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二条の受益者に受け取られなかったものに代るべきものを除く。）

（他の法令との関係）

第三条 保管貴金屬等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

（返還等の処理機関）

第四条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金屬等について返還その他の処理をするものとし、

3 被接收者又はその相続人でこの法律の施行前に接收貴金屬等の返還を受けたものうち、代替貴金屬に関する法律第四条の規定により当該接收貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合国占領軍に引き渡したものとみなされた者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金屬に関する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面を提出して、返還の請求をすることができる。

4 接收貴金屬等の所有者（当該接收貴金屬等に係る被接收者又はその相続人である者を除く。）は、被接收者又はその相続人が第一項の規定により当該接收貴金屬等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接收貴金屬等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができる。

5 接收貴金屬等の所有者が国であり、かつ、当該接收貴金屬等の被接收者が国でない場合には、当該接收貴金屬等の被接收者は、第一項の規定にかかわらず、当該接收

貴金屬等の返還の請求をすることができない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接收貴金屬等の被接收者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接收者又は接收貴金屬等の所有者が国である場合には、接收時において当該接收貴金屬等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

（接收貴金屬等の認定及び請求の棄却）

第六條 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接收貴金屬等について返還の請求があつた場合には、返還請求者がその請求をすることが出来る者（以下「権利者」という。）であるかどうかを審査し、権利者であると認めるときは、当該接收貴金屬等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2 前項の認定（返還請求者が権利者であると認めることを含む。）は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接收貴金屬等についての返還の請

令で定める。

（認定又は請求の棄却に対する不服の申立）

第七條 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることが出来る。

2 前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（特定する場合の返還）

第八條 大蔵大臣は、第六條第一項の認定（その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。）に係る接收貴金屬等が保管貴金屬等のうちで

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。

二 当該接收貴金屬等の種類、形状又は個数（政令で定めるものについては、総重量）を認定することができないとき。

三 当該接收貴金屬等が保管貴金屬等のうちになくことが明らかなき（当該接收貴金屬等が接收の後に溶解された可能性又は保管貴金屬等で第二條第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接收貴金屬等に代るべきものが存する可能性があるときを除く。）。

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があつた場合に準用する。この場合において、第一項及び第三項中「接收貴金屬等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替えるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政

特定する場合には、遅滞なく、これを当該接收貴金屬等に係る権利者に返還しなければならない。

（特定しない場合の返還）

第九條 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接收貴金屬等が保管貴金屬等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金屬等を返還しなければならない。

一 保管貴金屬等のうち第二條第三項第一号に掲げるもの（接收の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く。）で第六條第一項の認定に係る接收貴金屬等と種類、形状、品位及び重量（第六條第三項第二号の政令で定めるものについては、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接收貴金屬等に係る権利者に対し、当該接收貴金屬等の個数（当該政令で定めるものについては、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接收貴金屬等の個数に応じ、

接收貴金屬等の処理に関する法律（二三五）

かつ、これを限度として、保管貴金屬等を返還するものとする。

二 第六条第一項の認定に係る接收貴金屬等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金屬等で第二条第三項第一号に掲げるもの（接收の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号から第四号までにおいて同じ。）のうち当該接收貴金屬等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接收貴金屬等に係る権利者に対し、当該接收貴金屬等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金屬等で第二条第三項第一号に掲げるもののうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するものとみなして、当該接收貴金屬等を評価した価額を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。この場合において、当該保管貴金屬等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等を返還するものとする。

三 第六条第一項の認定に係る接收貴金屬等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金屬等で第二条第三項第一号に掲げるものうち当該接收貴金屬等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接收貴金屬等に係る権利者に対し、当該接收貴金屬等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金屬等で第二条第三項第一号に掲げるものうち最低の品位のものと同じ品位並びに当該保管貴金屬等のうち最少の重量のものと同じ重量を有するものとみなして、当該接收貴金屬等を評価した価額を限度として、当該保管貴金屬等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

四 第六条第一項の認定に係る接收貴金屬等で次の表の上欄に掲げるものについて、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前三号の規定により返還を受ける保管貴金屬等の評価額がその者についての当該接收貴金屬等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接收貴金屬等については、これらの規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、

し、各権利者に係る当該接收貴金屬等の評価額又はその満たない額に応じ、かつ、これを限度として、保管貴金屬等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者に係る接收貴金屬等で、品位又は重量について第六条第

一項の認定をすることができないものの評価については、当該接收貴金屬等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金屬等で第二条第三項第一号に掲げるものうち最低の品位又は最少の重量のものと同じ品位又は重量を有するもののみならず。

接收貴金屬等	保管貴金屬等
金の地金及び製品	<ul style="list-style-type: none"> 一 接收の後に溶解して作られた金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
銀の地金及び製品	<ul style="list-style-type: none"> 一 接收の後に溶解して作られた銀の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三 第二条第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
	<ul style="list-style-type: none"> 一 接收の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二条第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの

白金の地金及び製品	もの 三 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ルテニウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
ロジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
パラジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
オスマニウムの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスマニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
イリジウムの地金	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
イリドスミンの地金	第二条第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの

第二条第一項第一号に掲げる貴金属の合金の地金及び製品	一 接收の後に溶解して作られた当該貴金属の合金の地金 二 第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金属の合金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ダイヤモンド	第二条第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接收者、その相続人及び所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの

- 2 前項の規定により保管貴金属等を返還するため必要な貴金属等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金属の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。
- 3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金属等を返還するため必要がある場合には、保管貴金属等を分割することができる。ただし、保管貴金属等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

接收貴金属等の処理に関する法律（二三五）

- （第五条第二項又は第三項の請求に対する返還）
- 第十条 大蔵大臣は、第五条第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六条第五項において準用する同条第一項の認定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならない。
- 2、前条第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。
- （返還できない保管貴金属等の帰属）
- 第十一条 前三条の規定により返還することができない保管貴金属等（返還のために保管貴金属等を売却した場合の売却代金のうち前二条の規定により返還することがで

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

きないものを含む。）は、国に帰属する。

（返還の通知）

第十二条 大蔵大臣は、第八条から第十条までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金を返還しようとする場合には、返還しようとするものの明細を、これを返還することとなつた理由を附した書面により、あらかじめ、権利者に通知しなければならない。

（返還に対する不服の申立）

第十三条 第八条から第十条までの規定による保管貴金屬等又はその売却代金の返還に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができる。

2 前条の通知が権利者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明した場合は、この限りでない。

3 第一項の不服の申立は、第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の認定（その認定を変更する第七条第三項の決定を含む。）に対する不服をもつて、

該接收貴金屬等の上に存した権利は、その返還の時から当該保管貴金屬等の上に存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金屬等が二以上の者の所有に係る接收貴金屬等についての第五条第一項の規定による返還の請求に対して返還されたものであるときは、当該保管貴金屬等は、当該接收貴金屬等の各所有者の共有に属するものとみなし、その持分は、各所有者の所有に係る接收貴金屬等に対応する部分に應ずるものとする。ただし、その対応する部分が不明であるときは、その不明な部分についての持分は、不明な部分に対応する接收貴金屬等の各所有者に属するものの接收当時の価額に應ずるものとする。

（納付金）

第十六条 第八条から第十条までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金の返還を受ける者は、政令で定めるところにより、当該保管貴金屬等の価額又は当該売却代金の額の百分の二十に相当する金額を国に納付しなければならない。

2 前項の規定は、国が保管貴金屬等又はその売却代金の返還を受ける場合には、適用しない。この場合において

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

その理由とすることができない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は返還しようとするものを変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。

（受け取られない保管貴金屬等の帰属）

第十四条 権利者が、第十二条の通知を受けた日（前条第一項の不服の申立があつた場合には、同条第四項の通知がその申立をした者に到達した日）から五年以内に、この法律により返還される保管貴金屬等又はその売却代金を受け取らない場合には、これらのものは、国に帰属する。

2 前項の場合において、返還される保管貴金屬等又はその売却代金について訴訟が係属しているときは、同項の期間は、判決の確定の日から起算するものとする。

（接收貴金屬等の上に存した権利）

第十五条 第五条第一項又は第四項の規定による接收貴金屬等についての返還の請求に対して第九条の規定により返還された保管貴金屬等については、接收時において当

て、法令の規定又は接收前の契約に基き、国から当該返還に係る保管貴金屬等の返還を受け、若しくはその返還に代え当該売却代金の額に相当する金額の償還を受け、又は当該保管貴金屬等を買戻す者があるときは、その者を同項に規定する返還を受ける者とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、地方公共団体又は日本銀行の所有に係る接收貴金屬等（保管貴金屬等のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げるものを含む。以下次条及び第十九条において同じ。）についての返還の請求に対して返還される保管貴金屬等又はその売却代金については、適用しない。ただし、接收前の契約に基きこれらの者から当該保管貴金屬等を買戻す権利を有する者があるときは、その保管貴金屬等については、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべき金額の計算の基礎となる保管貴金屬等（金屬の地金及び製品に限る。）の価額は、政令で定めるところにより、当該保管貴金屬等の素材価額を評価した額とする。

5 第八条から第十条までの規定により保管貴金屬等の返

還を受ける者は、政令で定めるところにより、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部を当該返還に係る保管貴金屬等で納付することができる。

（納付義務に関する認定等）

第十七条 第五条第一項から第四項までの規定により接收貴金屬等について返還の請求をする場合において、当該接收貴金屬等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。この場合において、当該接收貴金屬等に関して同項ただし書の規定に該当する事情があるときは、その旨をあわせて記載しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項前段の記載がある書面による返還の請求があつた接收貴金屬等について第八条から第十条までの規定により保管貴金屬等又はその売却代金を返還しようとする場合には、当該接收貴金屬等が前条第三項本文に規定する者の所有に係るものであるかどうか、及び当該保管貴金屬等について同項ただし書の規定の適用があるかどうかを認定しなければならない。

3 第六条第二項及び第四項並びに第七条の規定は、前項

者が前条第二項の規定により負担する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得の計算上、返還を受け、又は買戻をした保管貴金屬等の取得価額に算入し、又は所得税法第十条の四第二項第二号に規定する再評価額若しくは同条第三項第一号に規定する資産の価額に加算する。

2 接收貴金屬等についての返還の請求に対して、第九条又は第十条の規定により、第二条第三項第二号に規定する預金又は第九条第三項ただし書（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接收貴金屬等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。

（交易営団等の接收貴金屬等に関する特例）

第二十条 大蔵大臣は、接收貴金屬等について第六条第一項の認定をする場合（同条第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接收貴金屬等が次の各号に掲

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

の認定について準用する。この場合における第六条第四項の通知は、第十二条の返還の通知をする前に行わなければならない。

（納付金の求償）

第十八条 第八条から第十条までの規定により被接收者に返還された保管貴金屬等については、第十六条の規定による納付金は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百九十六条第一項に規定する必要費とする。

2 第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金屬等を接收前の契約に基いて買い戻す者がある場合においては、当該保管貴金屬等の返還を受けた者が第十六条の規定によつて国に納付した金額は、その買戻をする者が負担しなければならない。

（税法の適用）

第十九条 その所有に係る接收貴金屬等についての返還の請求に対して第八条から第十条までの規定により保管貴金屬等の返還を受けた者が第十六条の規定により納付する金額、第八条から第十条までの規定により返還された保管貴金屬等の所有者が前条第一項の規定による必要費として償還する金額又は当該保管貴金屬等の買戻をする

ける貴金屬等で接收時において当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運営会。以下同じ。）の所有に属していたものであるかどうかをもあわせて認定しなければならない。

一 交易営団、社団法人中央物資活用協会又は社団法人金銀運営会若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託により、取得した貴金屬等（当該貴金屬等を溶解したものを含む。）

二 前号の貴金屬等のうち、政府の指示に基き、金属配給統制株式会社、交易営団又は社団法人中央物資活用協会から取得した貴金屬等（当該貴金屬等を溶解したものを含む。）

三 社団法人金銀運営会が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金（当該地金を溶解したものと及び当該地金による製品を含む。）

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

海軍省又は軍需省から取得した貴金屬等（当該貴金屬等を溶解したもの及び当該貴金屬等による製品を含む。）

2 第五条第一項又は第四項の規定により接收貴金屬等について返還の請求をする場合において、当該接收貴金屬等が前項各号に掲げる貴金屬等で接收時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六条第一項の認定に係る接收貴金屬等が第一項各号に掲げる貴金屬等で接收時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同条第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同条第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

4 第六条第二項及び第七条の規定は、第一項の認定（第六条第二項の規定については、接收貴金屬等が第一項各号に掲げる貴金屬等で接收時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。）について準用する。

るダイヤモンド（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易営団及び社団法人中央物資活用協会の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」という。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接收時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六条第一項の認定に係るもので同条第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率によりあん分した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日の属する月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

5 第一項各号に掲げる貴金屬等で、接收時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八条又は第九条の規定により返還すべき保管貴金屬等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、国に帰属する。

（交付金）

第二十一条 国は、第六条第一項の認定に係る接收貴金屬等（同条第三項第二号の規定に該当するものを除く。）のうち、前条第一項各号に掲げる貴金屬等で接收時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたもの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九条第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易営団及び社団法人中央物資活用協会に対しては、国は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。

一 第十一条の規定により国に帰属するダイヤモンドについて、前条第一項第一号に掲げる貴金屬等に該当す

（接收貴金屬等処理審議会）

第二十二条 大蔵省に、接收貴金屬等処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二十三条 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議会の議に付し、その議決に基づいて処理しなければならない。

一 第六条の規定による認定及び請求の棄却

二 第七条第三項（第十七条第三項及び第二十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十三条第四項の規定による決定

三 第八条から第十条までの規定による返還

四 第十六条の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金屬等の評価

五 第十七条第二項の規定による認定

六 第二十条第一項の規定による認定

七、第二十一条第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定

第二十四条 審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 法制局長

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

四四

- 二 法務事務次官
 - 三 大蔵事務次官
 - 四 通商産業事務次官
 - 五 日本銀行副総裁
 - 六 学識経験者 六人以内
- 2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。
 - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以内を置く。
 - 4 専門調査員は、貴金屬等に関して専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。
 - 5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。
- 第二十五条 審議会の議事は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。
- 2 審議会は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議会の議決とすることができる。
 - 3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。
 - 4 審議会は、審議（部会の審議を含む。）にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、政令で定める。
（事務の委託）
- 第二十六条 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

（罰則）

- 第二十七条 第五条の規定による返還の請求に関して、虚偽の申立をし、又は第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

- 2 次に掲げる法律は、廃止する。
 - 一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律
 - 二 接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）
 - 三 代替貴金屬に関する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別会計に帰属する。
 - 4 この法律の規定により国に帰属した貴金屬等及び同法の規定により国に返還された国有的貴金屬等で一般会計に所属するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。
 - 5 大蔵大臣は、一般会計に所属する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別会計の所属に移すことができる。

接收貴金屬等の処理に関する法律（一三五）

四五

- 6 貴金屬特別会計においては、当分の間、前項の規定により同会計の所属に移された貴金屬等で貴金屬特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）第一条第二項に規定する貴金屬以外のものに係る経理を行うことができる。
- 7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、連合国占領軍から政府に引き渡された第二条第三項各号に掲げるもの（同項第四号に掲げる金及び銀の地金にあつては、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で代替貴金屬に関する法律第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものを含む。）のうち、昭和二十七年四月二十八日からこの法律の施行の日の前日までの間に返還したものの明細を、この法律の施行後すみやかに、公告しなければならない。
- 8 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
 - 第五條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 管財局に臨時貴金屬処理部を置く。
第十條第十一号を次のように改める。
 - 十一 金の買取又は売渡の基本方針に関すること。

自動車ターミナル法（一三六）

- 第十一条に次の二号を加える。
- 十五 貴金属特別会計を管理すること。
- 十六 接收貴金属等の処理に関すること。
同条に次の一項を加える。
- 2 臨時貴金属処理部においては、前項第十五号及び第十六号の事務をつかさどる。
- 第十七条第一項の表中連合国財産補償審査会の項の次に次のように加える。

接收貴金属等処理審議会	接收貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）第二十三号各号に掲げる事項に 関し、調査審議すること。
-------------	---------------------------------------------------------------

自動車ターミナル法

（昭和三十四年四月十五日）
法律第百三十六号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 自動車ターミナル事業（第三条―第二十四条）

は貨物の積卸のため、自動車運送事業の事業用自動車を同時に二面以上停留させることを目的として設置した施設であつて、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のものをいう。

- 3 この法律で「一般自動車ターミナル」とは、専用自動車ターミナル以外の自動車ターミナルをいい、「専用自動車ターミナル」とは、自動車運送事業者が当該自動車運送事業の用に供することを目的として設置した自動車ターミナルをいう。
- 4 この法律で「バスターミナル」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいい、「トラックターミナル」とは、一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルをいう。
- 5 この法律で「自動車ターミナル事業」とは、一般自動車ターミナルを自動車運送事業の用に供する事業をいう。

第二章 自動車ターミナル事業

（免許）

- 第三条 自動車ターミナル事業を営むしようとする者は、一般自動車ターミナルごとに、かつ、次に定める事業の

自動車ターミナル法（一三六）

- 第三章 専用自動車ターミナル（第二十五条―第二十八条）

- 第四章 バスターミナルに関する特別規定（第二十九条・第三十条）

- 第五章 雑則（第三十一条―第三十九条）
- 第六章 罰則（第四十条―第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

- 第一条 この法律は、自動車ターミナル事業の適正な運営及び専用自動車ターミナルの適確な管理を確保するとともに、自動車ターミナルの整備を促進することにより、自動車運送の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律で「自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一般乗合旅客自動車運送事業及び一般路線貨物自動車運送事業をいい、「自動車運送事業者」とは、自動車運送事業を営む者をいう。
- 2 この法律で「自動車ターミナル」とは、旅客の乗降又

種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならない。ただし、一般自動車ターミナルを無償で供用するものについては、この限りでない。

- 一 バスターミナル事業（バスターミナルである一般自動車ターミナルを一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業）
- 二 トラックターミナル事業（トラックターミナルである一般自動車ターミナルを一般路線貨物自動車運送事業の用に供する自動車ターミナル事業）

（免許申請）

- 第四条 自動車ターミナル事業の免許を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 経営しようとする自動車ターミナル事業の種類
- 二 一般自動車ターミナルの名称及び位置
- 三 一般自動車ターミナルの規模並びに構造及び設備の概要
- 四 一般自動車ターミナルの設置及び業務の運営に関し運輸省令で定める事業計画
- 五 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、一般自動車ターミナルの位置を示す地図、事業収支見積書その他運輸省令で定める書類を添付しなければならない。

(免許基準)

第五条 運輸大臣は、次の基準に適合すると認めるときでなければ、自動車ターミナル事業の免許をしてはならない。

- 一 当該一般自動車ターミナルの位置が自動車運送事業の輸送網の中心として適切なものであること。
 - 二 当該一般自動車ターミナルの規模が当該地区における輸送量に対して適当なものであること。
 - 三 当該事業の遂行上適切な事業計画を有するものであること。
 - 四 当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
 - 五 その他当該事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。
- 2 次の各号の一に該当する者は、自動車ターミナル事業の免許を受けることができない。
- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行

3 天災その他やむを得ない事由により第一項の期限までに認可を申請することができないときは、運輸大臣は、申請により、同項の期限を延長することができる。

(工事計画の変更)

第七条 自動車ターミナル事業者は、工事計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の認可について準用する。
(工事の完成)

第八条 工事の施行の認可を受けた自動車ターミナル事業者は、運輸大臣の指定する工事の完成の期限までに、一般自動車ターミナルの工事を完成し、かつ、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該工事に係る構造及び設備が工事計画に合致し、かつ、工事を必要としなかつた部分の構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

3 第六条第三項の規定は、工事の完成の期限について準用する。

を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 自動車ターミナル事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四 法人であつて、その役員が前三号の一に該当するもの

(工事の施行)

第六条 自動車ターミナル事業の免許を受けた者(以下「自動車ターミナル事業者」という。)は、運輸省令で定めるところにより、一般自動車ターミナルの構造及び誘導車路、停留場所、乗降場、荷扱場その他の設備について工事計画を定め、運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならない。ただし、工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 運輸大臣は、工事計画が政令で定める技術上の基準及び当該一般自動車ターミナルの規模に適合すると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

(工事を要しない場合)

第九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの工事を必要としないときは、運輸大臣が指定する期限までに、その構造及び設備について、運輸大臣の検査を申請しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の検査の結果、当該一般自動車ターミナルの構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、合格としなければならない。

(供用の開始)

第十条 自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格しなければ、一般自動車ターミナルの供用を開始してはならない。

2 自動車ターミナル事業者は、第八条第一項又は前条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、一般自動車ターミナルの供用を開始しなければならない。

(使用料金)

第十一条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの使用料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす

- 2 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。
 - 一 使用者が当該一般自動車ターミナルを使用することを著しく困難にするおそれがないものであること。
 - 二 特定の使用者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

(供用約款)

第十二条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの供用約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

- 一 使用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 自動車ターミナル事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

(利用規程)

第十三条 自動車ターミナル事業者は、旅客又は荷主(道

に事業用自動車の円滑な運行の確保に関し運輸省令で定める基準に従つて一般自動車ターミナルを管理しなければならない。

3 運輸大臣は、一般自動車ターミナルの管理の方法が前二項の規定に違反していると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供用義務)

第十五条 自動車ターミナル事業者は、次の場合を除いては、一般自動車ターミナルの供用を拒絶してはならない。

- 一 当該供用の申込が供用約款によらないものであること。
- 二 一般自動車ターミナルが当該供用の申込に対応する設備を有しないとき。
- 三 当該供用に関し使用者から特別の負担を求められたこと。
- 四 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止)

第十六条 自動車ターミナル事業者は、自動車運送事業者

自動車ターミナル法(一三六)

路運送法の自動車運送取扱事業者を含む。以下同じ。)その他の公衆の一般自動車ターミナルの利用に関する事項について、利用規程を定め、公衆に見易いように掲示しなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、利用規定を定めようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 運輸大臣は、前項の認可については、次の基準によらなければならない。

- 一 旅客又は荷主その他の公衆が当該一般自動車ターミナルを利用することを困難にするおそれがないものであること。
- 二 混雑及び危険の防止について適切に配慮されているものであること。

(一般自動車ターミナルの管理)

第十四条 自動車ターミナル事業者は、その構造及び設備が第六条第二項の政令で定める技術上の基準に適合するように一般自動車ターミナルを維持しなければならない。

2 自動車ターミナル事業者は、混雑及び危険の防止並び

又は旅客若しくは荷主その他一般自動車ターミナルを利用する公衆に対して、不当な差別的取扱をし、その他これらの利用者の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 運輸大臣は、前項に規定する行為があると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、その行為の停止を命ずることができる。

(名称の変更)

第十七条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの名称を変更したときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(位置又は規模の変更)

第十八条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミナルの位置又は規模を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 第五条第一項の規定は、前項の認可について準用する。

3 第六条から第八条まで及び第十条の規定は、第一項の認可があつた場合について準用する。

(構造又は設備の変更)

第十九条 自動車ターミナル事業者は、一般自動車ターミ

ナルの構造又は設備を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、位置又は規模の変更に伴う場合及び運輸省令で定める軽微な事項に係る変更の場合については、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、一般自動車ターミナルの構造又は設備の変更の認可について準用する。

3 自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な事項に係る構造又は設備の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業改善命令）

第二十条 運輸大臣は、自動車運送事業の輸送事情その他社会的経済的事情の変動があつた場合において、自動車ターミナル事業（第三条の免許を受けて経営するものに限る。）の運営について公衆の利便の増進に著しい支障があると認めるときは、当該自動車ターミナル事業者に対して、次の事項を命ずることができる。

一 一般自動車ターミナルの規模又は構造若しくは設備を変更すること。

二 使用料金、供用約款又は利用規程を変更すること。

ナル事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 自動車ターミナル事業者である法人（地方公共団体を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）の合併は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。ただし、自動車ターミナル事業者である法人と自動車ターミナル事業者でない法人が合併する場合において、自動車ターミナル事業者である法人が存続するときには、この限りでない。

3 第五条第一項第四号及び第二項の規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車ターミナル事業の譲受人、自動車ターミナル事業者である法人について合併があつた場合に合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は相続人は、この法律に基く自動車ターミナル事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により自動車ターミナル事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業の廃止等）

自動車ターミナル法（一三六）

（使用命令等）

第二十一条 運輸大臣は、一般自動車ターミナル（第三条の免許を受けて設置したものに限り。以下この条において同じ。）の所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行う自動車運送事業者が当該一般自動車ターミナルを使用していない場合において、自動車運送事業の輸送網を整備するため必要があると認めるときは、その自動車運送事業者に対して、当該一般自動車ターミナルを使用すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、当該自動車運送事業者に対する道路運送法第四条第一項又は第十八条の規定の適用を排除するものと解釈してはならない。

3 運輸大臣は、一般自動車ターミナルの所在する地点の周辺の地域に路線を定めて事業を行う自動車運送事業に關しては、道路運送法に基く免許その他の処分をするに於いて、当該地点が自動車運送事業の輸送網の中心である性質にかんがみ、当該一般自動車ターミナルの効用を發揮させるため特別の配慮をすべきものとする。

（事業の譲渡及び譲受等）

第二十二条 第三条の免許を受けて経営する自動車ターミ

第二十三条 自動車ターミナル事業者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 自動車ターミナル事業者である法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 運輸大臣は、当該休止若しくは廃止又は法人の解散が公衆の利便を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は前項の認可をしてはならない。ただし、天災その他やむをえない事由に基く場合は、この限りでない。

（免許の取消）

第二十四条 運輸大臣は、自動車ターミナル事業者が次の各号の一に該当するときは、免許を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基く処分又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
- 二 第五条第二項各号の一に該当することとなつたとき。
- 三 第六条第一項の規定による申請に対して不認可の処

分を受けたとき。

四 第八条第一項又は第九条第一項の検査の結果、不合格となつたとき。

第三章 専用自動車ターミナル

（設置等の届出）

第二十五条 自動車運送事業者は、専用自動車ターミナルを設置したときは、遅滞なく、次の事項を運輸大臣に届け出なければならない。

一 バスターミナルであるかトラックターミナルであるかの別

二 名称及び位置

三 規模並びに構造及び設備の概要

四 その他運輸省令で定める事項

2 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者は、前項第二号若しくは第三号に掲げる事項について変更があつたとき、又は専用自動車ターミナルの使用を停止し、若しくは廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（検査）

第二十六条 専用自動車ターミナルを設置した自動車運送

事業者は、その構造及び設備について運輸大臣の検査を受け、これに合格しなければ、その使用を開始してはならない。専用自動車ターミナルの位置又は規模を変更した場合についても、同様とする。

2 第九条第二項の規定は、前項の検査について準用する。

（準用規定）

第二十七条 第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、専用自動車ターミナルを設置した自動車運送事業者について準用する。

（道路運送法の適用）

第二十八条 専用自動車ターミナルに関しては、道路運送法第二十条、第二十一条並びに第三十三条第一項第三号及び第四号並びに第二項から第五項までの規定の適用があるものとする。

第四章 バスターミナルに関する特別規定

（バスターミナル設置の指示）

第二十九条 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線が多数集中する地域において、バスターミナルがな

いたため一般公衆の利便及び一般乗合旅客自動車運送事業

四 用地の取得及び資金の調達の方法
五 その他運輸省令で定める事項

第五章 雑則

（用地及び資金の確保に関する措置）

第三十一条 運輸大臣は、自動車ターミナルの設置（第三条の免許又は第二十九条第一項の規定による指示に係るものに限り。）及び第二十条第一号の規定による命令に係る自動車ターミナルの改善について、用地及び資金の確保に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

（免許等の条件）

第三十二条 免許、許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少数限度のものに限り、かつ、当該自動車ターミナル事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（運輸審議会への諮問）

第三十三条 運輸大臣は、第三条、第十一条第一項、第二十条、第二十四条又は第二十九条第一項の規定による処分については、運輸審議会にはかり、その決定を尊重し

の健全な発達が著しく阻害されていると認めるときは、当該路線に係る一般乗合旅客自動車運送事業を営業者の全部に対して、共同して、バスターミナルの設置のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、関係事業者間の協議について、あつせんすることができ。

（バスターミナル設置計画）

第三十条 前条第一項の規定による指示を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者は、その指示に基きバスターミナルの設置のためとるべき措置について、バスターミナル設置計画を作成し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

2 バスターミナル設置計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 バスターミナルの名称、位置及び規模

二 一般自動車ターミナルであるか専用自動車ターミナルであるかの別

三 バスターミナルを設置する者

てしなければならない。ただし、運輸審議会が軽微な事項と認められたものについては、この限りでない。

（聴聞）

第三十四条 運輸大臣は、第十四条第三項若しくは第十六条第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該命令に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（訴願）

第三十五条 この法律の規定による処分不服のある者は、訴願をすることができる。

（関係行政機関の意見徴取）

第三十六条 運輸大臣は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の都市計画区域内において第三条、第十八条第一項、第二十条第一号又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、建設大臣の意見をきかなければならない。

2 運輸大臣は、第三条、第十八条第一項又は第二十九条第一項の規定による処分をしようとするときは、関係都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣は、第二十九条第一項の規定による指示をしようとするときは、関係市町村長（特別区の区域に係る場合は、都知事）の意見をきかなければならない。

（職権の委任）

第三十七条 この法律に規定する運輸大臣の職権で運輸省令で定めるものは、陸運局長が行う。

（適用除外）

第三十八条 この法律は、鉄道事業又は軌道事業を経営する者がこれらの事業の用に供する乗降施設、積卸施設、荷捌施設その他の停車場内の施設を利用して設置する自動車ターミナルについては、適用しない。

（報告及び検査）

第三十九条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、自動車ターミナル事業者に対して、その事業に関し報告をさせることができる。

2 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度

において、その職員に自動車ターミナル又は自動車ターミナル事業者の事務所に立ち入り、自動車ターミナルの構造若しくは設備の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 罰則

第四十条 第十条第一項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十六条第一項の規定に違反して一般自動車ターミナルの供用を開始し、又は専用自動車ターミナルの使用を開始した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第三条の規定に違反して自動車ターミナル事業を経営した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 第十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた料金によらないで料金を收受した

自動車ターミナル法（二三六）

者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項、第十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の規定により許可又は認可を受けてしなければならない事項を許可又は認可を受けないでした者

二 第十四条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十条又は第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十五条の規定に違反した者

四 第十六条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分違反した者

五 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第四十条から前条までの違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による掲示を怠つた者
- 二 第十七条、第十九条第三項、第二十二條第五項又は第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない箇日内において政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条 第三条の規定は、この法律の施行の際現に自動車ターミナル事業を經營している者については、この法律の施行の日から三月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に自動車ターミナル事業を經營している者は、前項の期間内に当該一般自動車ターミナルに關し第四条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届

け出たときは、第三条の免許を受けたものとみなす。

3 第四条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第三条 この法律の施行の際現に専用自動車ターミナルを使用している自動車運送事業者は、この法律の施行の日から三月以内に、当該専用自動車ターミナルに關し第二十五条第一項各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第四条 附則第二条第二項の規定により自動車ターミナル事業の免許を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から六月間は、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定にかかわらず、使用料金又は供用約款の認可を受けなくても、当該一般自動車ターミナルを供用することができる。その者がその期間内にこれらの規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

2 附則第二条第二項の届出をした一般自動車ターミナルについては、第十五条の規定は、この法律の施行の日か

ら六月間は、適用しない。

3 前項に規定する一般自動車ターミナルについては、第二十条の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。

第五条 附則第二条第二項の規定により免許を受けたものとみなされた者及び附則第三条第一項の規定による届出をした自動車運送事業者は、この法律の施行の日から六月間は、第十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、利用規程の認可を受けなくても、当該一般自動車ターミナルを供用し、又は当該専用自動車ターミナルを使用することができる。これらの者がその期間内に同項の規定による認可を申請した場合において、認可をした旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までも、同様とする。

2 附則第二条第二項の規定による届出をした一般自動車ターミナル及び附則第三条第一項の届出をした専用自動車ターミナルについては、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

3 前項に規定する自動車ターミナルについては、第十四条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日から三年間は、適用しない。ただし、当該自動車ターミナルの構造又は設備を変更した場合において、その変更に係る部分については、その変更後は、この限りでない。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四十の二 自動車ターミナル事業を免許し、及び自動車ターミナルに關し許可又は認可をすること。

第六条第一項第十一号の六の次に次の一号を加える。

十一の七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第二十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 自動車ターミナルに關すること。

第五十一条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

最低賃金法（一三七）

七の三 自動車ターミナルに関する事。

（土地収用法の一部改正）

第七條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の

一部を次のように改正する。

第三條第九号の次に次の一号を加える。

九の二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百

三十六号）第三條の免許を受けて経営する自動車タ

ーミナル事業の用に供する施設

最低賃金法

（昭和三十四年四月十五日
法律第百三十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 最低賃金（第三条―第十九条）
- 第三章 最低工賃（第二十条―第二十五条）
- 第四章 最低賃金審議会（第二十六条―第三十二条）
- 第五章 雑則（第三十三条―第四十三条）
- 第六章 罰則（第四十四条―第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に依り、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

2 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。
- 二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部

品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合

又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

3 この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託をするもの
- 二 前号に規定する者のために行為をするすべての者

4 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を常時使用していないものをいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 第二項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの
- 二 第二項第二号の委託の場合において同号の物品の買受について委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡について家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

最低賃金法（一三七）

第二章 最低賃金

（最低賃金の原則）

第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

（最低賃金額）

第四条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によるものが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより最低賃金額を定めることができる。

（最低賃金の効力）

第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その

部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

- 一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（現物給与等の評価）

第六条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合には、最低賃金の適用について、

これらのものは、適正に評価されなければならない。

（最低賃金の競合）

第七条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

（最低賃金の適用除外）

第八条 次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定がある場合を除き、労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働基準局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第十条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受ける者
- 四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の労働省令で定める者

（業者間協定に基づく最低賃金）

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間

における協定をいう。以下同じ。）が締結された場合にお

いて、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、当該業者間協定における賃金の最低額に関する定に基き、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申請に係る業者間協定における賃金の最低額に関する定が適当でない認められる場合においては、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の意見に基き、当該当事者に対して、その賃金の最低額に関する定を改正して再申請すべきことを勧告することができる。

3 第一項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

（業者間協定に基づく地域的最低賃金）

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が前条第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするものいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、これらの最低賃金に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

（労働協約に基づく地域的最低賃金）

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定を含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定を含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を

含む。）全部の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができ

る。

（異議の申出）

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第十条又は前条に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る最低賃金又は労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第十条又は前条の決定をすることができない。第二項の規定によ

る申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基き、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定をすることができる。

（最低賃金の改正等）

第十三条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。

（業者間協定の締結等の勸告）

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると

認めるときは、使用者又はその団体に対し、賃金の最低額に関する業者間協定の締結又は改正を勧告することができる。

（最低賃金審議会への諮問）

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条

第一項、第十条、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の決定又は前条の勧告については、あらかじめ最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重してこれを行ななければならない。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第二項、第十二条第五項又は前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を附して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

（最低賃金審議会の調査審議に基く最低賃金）

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があると認める場合において、第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適

最低賃金法（一三七）

当と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、同項の決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

3 前条第二項の規定は、第二項の決定について準用する。

（公示及び発効）

第十七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条、第十一条及び前条第一項の決定並びにこれらの規定による最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その他の最低賃金に関する決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定め

る日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低賃金の効力の存続）

第十八条 第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金の基礎となつた業者間協定又は労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

（周知義務）

第十九条 最低賃金の適用を受ける使用者は、労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第三章 最低工賃

（最低工賃の決定）

第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者が第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金の適用を受ける場合において、その地域内に営業所を有する委託者で当該使用者と同一又は類似の事業を営むものに係る家内労働者であつて、当該労働者と同一又は類似の業務に従事するものの労働条件

の改善を図り、及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該委託者及び家内労働者に適用する最低工賃の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、当該最低工賃において、当該地域内の家内労働者で同項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに対して委託をする委託者で同項に規定する委託者と同種の事業を営むものに、当該最低工賃を適用すべきことと定をすることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

4 第十五条第二項の規定は、第一項及び前項の決定について準用する。

（公示及び発効）

第二十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、労働省令で定めるとこ

ろにより、決定した事項を公示しなければならない。
2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日以後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第二十二条 最低工賃は、当該最低賃金との均衡を考慮して定めなければならない。

2 最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

3 最低工賃においては、その適用を受ける家内労働者の範囲及び工賃の支払の期限を定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第二十三条 最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者に対して委託をする場合は、その家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

最低賃金法（一三七）

2 最低工賃の適用を受ける家内労働者と委託者との間の委託の契約で最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低工賃と同様の定をしたものとみなす。

3 第六条の規定は、最低工賃の適用について準用する。

（最低工賃等の明示）

第二十四条 最低工賃の適用を受ける委託者は、工賃の適用を受ける家内労働者に委託をするときは、工賃の額及び工賃の支払の期限を定め、当該最低工賃額及び当該最低工賃において定める支払の期限とともにこれを明示しなければならない。

（帳簿の備付）

第二十五条 最低工賃の適用を受ける委託者は、労働省令で定めるところにより、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者で委託に係るものに関し、その氏名、工賃の額その他の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けて置かなければならない。

第四章 最低賃金審議会

（設置）

第二十六条 労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働基準局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第二十七条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に応じて、最低賃金又は最低工賃に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

（組織）

第二十八条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 最低賃金審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、議決に加わることができない。
（委員及び特別委員）

第二十九条 委員は、政令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

5 委員及び特別委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

（専門部会等）

第三十一条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を

置かなければならない。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 最低工賃に關して置かれる専門部会は、前項に規定する委員のほか、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第四項及び第五項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

6 最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

（政令への委任）

第三十二条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（援助）

第三十三条 政府は、使用者、労働者、委託者及び家内労働者

最低賃金法（一三七）

働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

（調査）

第三十四条 労働大臣は、賃金、工賃その他労働者又は家内労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

（報告）

第三十五条 労働大臣及び都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者、委託者又は家内労働者に対し、賃金又は工賃に關する事項の報告をさせることができる。

（職権等）

第三十六条 第九条第一項及び第二項、第十条、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條第一項及び第二項並びに第二十條第一項及び第三項に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局長の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働基準局長の管轄区域内のみに係る事案で労働大臣が全国的に關連があると認めて労働省令で定めるところにより指定

するものについては、労働大臣が行い、一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案（労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働基準局長が行う。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低賃金又は最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3 第十五条の規定は、労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

（労働基準監督官及び労働基準監督官）

第三十七条 労働基準監督官及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

（労働基準監督官の権限）

第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者又は委託者の事業場又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、

その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十号）の規定による司法警察員の職務を行う。

（船員に関する特例）

第四十条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、この法律に規定する労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、運輸大臣、海運局長又は船員労働官が行うものとし、この法律中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「都道府県労働基準局の管轄区域」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

第四十一条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）が行う。

2 船員労働委員会には、前項の規定によりその権限に属

させられた事項を調査審議させるため、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、運輸大臣が任命する。

4 第二十八条第三項及び第二十九条第五項の規定は、第二項の特別委員について準用する。

第四十二条 船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 船員労働委員会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、運輸大臣が任命する。

4 最低賃金専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

5 第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、第三十一条第三項の

最低賃金法（一三七）

規定は最低賃金専門部会について、準用する。

6 第三十一条第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

（省令への委任）

第四十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十四条 第五条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条又は第二十五条の規定に違反した者

二 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第四十六条 前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行爲した法人の代表者又は法人若しくは人の代理

最低賃金法 (一三七)

人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

(最低賃金)

第二十八条 賃金の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の定めるところによる。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条まで 削除

第一百零一条第一項中「中央賃金審議会」を削り、同条第三項中「労働基準審議会及び地方賃金審議会」を「及び労働基準審議会」に改める。

第一百十四条及び第百十九條第一号中「第三十一条」を

削る。

(国会職員法の一部改正)

第三条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」に改める。

(船員法の一部改正)

第四条 船員法の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の定めるところによる。

第七十一条第一号中「船員労働委員会」を「労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。)」に改める。

第一百六条第一項中「第五十九条第二項」及び「第五十九條第二項の場合には同条の規定による報酬の最低額

と契約で定められた報酬の額との差額」を削る。

第百三十条中「第五十九條第二項」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員法(昭和二十二年法律第百号)」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 船員の最低賃金に關すること。

第四十条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 船員の最低賃金に關すること。

第五十七條を次のように改める。

(船員労働委員会)

最低賃金法 (一三七)

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限

は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、船員法、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)

の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第四条第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)に基いて、最低賃金並びにその改正及び廃止

の決定をすること。

三十二の七 最低賃金法に基いて、最低工賃並びにそ

の改正及び廃止の決定をすること。

第八条第一項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 最低賃金及び最低工賃に關すること。

第八条第一項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき

隨障害の療養等に關する臨時措置法」を「けい肺及び外

最低賃金法（二三七）

傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法及び最低賃金法に改める。

第十三条第一項の表中

中央賃金審議会

労働大臣の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。

を削り、

「けい肺審議会

けい肺に関する重要事項を調査審議すること。」

を

けい肺審議会

けい肺に関する重要事項を調査審議すること。

中央最低賃金審議会

労働大臣の諮問に応じ、最低賃金及び最低工賃に関する事項を調査審議すること。」

に

改める。

第十五条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）を「けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時

措置法（これに基く命令を含む。）及び最低賃金法（これに基く命令を含む。）に改める。
第十六条第一項の表を次のように改める。

名 称	目 的
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
地方最低賃金審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、最低賃金及び最低工賃に関する事項を調査審議すること。

第十七条第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）を「けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時

措置法（これに基く命令を含む。）及び最低賃金法（これに基く命令を含む。）に改める。
（労働組合法の一部改正）

第八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の

一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

4 第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第十一条に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞かなければならない。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。
第十九条第二十二項中「この法律」の下に「第十八条第四項の規定を除く。」を加える。

（地方公務員法の一部改正）

第九条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）」を「労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律

総理府設置法の一部を改正する法律（二三八）

第三十七号）に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八十八条中「及び船員法」を「船員法」に、並びにこれらに基く命令」を「及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）並びにこれらに基く命令」に改める。

総理府設置法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月十六日法律第三十八号）

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中科学技術会議の項の次に次のように加える。

皇居造営審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて皇居造営に関する重要事項を調査審議すること。
訴願制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて訴願制度改正に関する重要事項を調査審議すること。
固定資産評価制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて固定資産税その他の租税の課税の基礎となるべき固定資産の評価の制度に関する重要事項を調査審議すること。
税制調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する重要事項を調査審議すること。
産業災害防止対策審議会	内閣総理大臣の諮問に応じて産業災害防止対策に関する重要事項を調査審議すること。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

5 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、皇居造営審議会及び訴願制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、税制調査会は昭和三十七年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月十六日法律第百三十九号）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局（第六条―第十四条の二）」を「内部部局（第六条―第十四条の三）」に、
 「第三節 地方支分部局（第三十条―第四十一条）
 第一款 削除
 第二款 医務出張所（第三十四条―第三十六条）
 第三款 地区麻薬取締官事務所（第三十七条―第三十九条）
 第四款 地区復員部（第四十条―第四十一条）

「第三節 地方支分部局（第三十条―第三十六条）
 第一款 医務出張所（第三十一条―第三十三条）
 第二款 地区麻薬取締官事務所（第三十四条）
 条」

に、「職員（第四十二条・第四十三条）」を「職員（第三十七条・第三十八条）」に改める。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国民年金に関する事務及び事業
 第五条中第六十二号の二を第六十二号の三とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の定めるところにより、年金給付を受ける権利を裁定し、及び保険料を徴収すること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に、「保険局」を「保険局」に改める。

第八条第十七号中「新宿御苑」の下に「並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を加える。

第九条第一項第二号中「施行すること」の下に「（受胎調
 厚生省設置法の一部を改正する法律（二三九）

節に関するものを除く。」を加える。

第十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 厚生保護法の施行に関する事務のうち、受胎調節に関すること。

第十四条第十三号を次のように改める。

十三 社会保険制度の向上に関し、調査研究を行うこと。
 第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（年金局の事務）
 第十四条の二 年金局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国民年金事業を行うこと。
- 二 国民年金審議会に関すること。
- 三 国民年金制度と厚生省所管の他の年金制度との調整を図ること。
- 四 厚生省所管の年金制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

第二十九条第一項の表中

「人口問題審議会」
 「人口問題に
 関する重要事項について、関係各大臣の諮問に応じ、及び関係各大臣に対し意見を述べること。」を

「人口問題審議会」

人口問題に関する重要事項について、関係各大臣の諮問に依りて調査審議し、及び関係各大臣に対し意見を述べること。

医療制度調査会

医療に関する制度及びこれに関連する基本的事項について、厚生大臣の諮問に依りて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べること。

「中央社会保険医療協議会」

健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額を審議すること。

「中央社会保険医療協議会」

健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額を審議すること。

国民年金審議会

国民年金事業に関する重要事項について、厚生大臣の諮問に依りて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べること。

第三十条中「地方復員部」を削る。

第二章第三節第一款を削り、第二款を第一款とし、第三十四条を第三十一条とし、第三十五条及び第三十六条をそれぞれ第三十二条及び第三十三条とする。

第二章第三節第三款を第二款とし、第三十七条を第三十四条とし、第三十八条及び第三十九条をそれぞれ第三十五条及び第三十六条とする。

第二章第四款を削る。

第三章中第四十二条を第三十七条とし、第四十三条を第

三十八条とする。

附則に次の一項を加える。

4 第二十九条第一項の表に掲げる附属機関のうち、医療制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律中第八条、第九条第一項、第十三条、第二十九条第一項及び附則の改正規定（国民年金審議会に係る部分を除く。）は公布の日から、目次中第二章第三節及び第三章に係る部分並びに第三十条、第二章第三節及び第三章の改正規定は昭和三十四年十一月十六日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。

別表第一号表ノ二中

右ニ掲クル各症ニ該当セザル傷疾疾病ノ症項ハ右ニ掲クル各症ニ準シ之ヲ査定ス

を

右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷疾疾病ノ疾項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス
肺結核其ノ他政令ヲ以テ定ムル疾病ニ因ル不具廢疾ノ状態右ニ掲グル各症項ニ該当スルヤ否ヤニ付必要ナル査定基準ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

に改める。

恩給法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月十六日法律第四百四十号）

恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項の次に次の一項を加える。

第三項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者（公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為生殖機能ヲ廢シタル者ニ限ル）ノ退職後養子ト為リタル未成年ノ子ニシテ縁組當時ヨリ引続キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ当該養子以外ノ子ナキトキニ限り其ノ一人ヲ扶養家族トス

別表第一号表ノ三中

右ニ掲クル各症ニ該当セサル傷疾疾病ノ程度ハ右ニ掲クル各症ニ準シ之ヲ査定ス

を

右ニ掲グル各症ニ該当セザル傷疾疾病ノ程度ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス
肺結核其ノ他政令ヲ以テ定ムル疾病ニ因ル傷病ノ状態右ニ掲グル各症款ニ該当スルヤ否ヤニ付必要ナル査定基準ハ内閣総理大臣之ヲ定ム

に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十五條の改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

2 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第三項ただし書中「第五項」を「第六項」に改める。

(改正後の恩給法第六十五條の規定による加給)

3 昭和三十四年四月一日において現に増加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五條第六項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第三項において準用する

場合を含む。）の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行う。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

4 恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。
附則第九條第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

国民年金法

(昭和三十四年四月十六日)
法律第百四十一号)

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 被保険者（第七条―第十四条）
- 第三章 年金給付

第一節 通則（第十五条―第二十五条）

第二節 老齢年金（第二十六条―第二十九条）

第三節 障害年金（第三十条―第三十六条）

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金（第三十七条―第四十一条）

第二款 遺児年金（第四十二条―第四十八条）

第三款 寡婦年金（第四十九条―第五十二条）

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金（第五十三条―第六十八条）

第六節 給付の制限（第六十九条―第七十三条）

第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第一節 経過措置（第七十四条―第七十九条）

第二節 福祉年金の特別支給（第八十条―第八十三条）

第五章 福祉施設（第八十四条）

第六章 費用（第八十五条―第一百条）

第七章 審査の請求（第一百一条）

第八章 雑則（第一百二条―第一百十条）

第九章 罰則（第一百一十一条―第一百十四条）

附則

第一章 総則

国民年金法（二四一）

(国民年金制度の目的)

第一条 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、廃疾又は死亡によつて国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(国民年金の給付)

第二条 国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、廃疾又は死亡に關して必要な年金の給付を行うものとする。

(管掌)

第三条 国民年金事業は、政府が、管掌する。

2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に行わせることができる。

(年金額及び保険料額の調整)

第四条 保険料の負担を伴うこの法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整が加えられるべきものとする。

2 保険料の額は、年金給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基いて所要の調整が加えられるべきものとする。

(用語の定義)

第五条 この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律及び条例をいう。

- 一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)
- 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 三 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)
- 四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)
- 五 地方公務員の退職年金に関する条例
- 六 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)
- 七 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)

八 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)

九 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)

十 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)

2 この法律において、「公的年金各法に基く年金たる給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

- 一 被用者年金各法に基く年金たる給付
- 二 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- 三 執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基く年金たる給付
- 四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基いて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
- 五 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)に基く年金たる給付(遺族給与金を含む。)
- 六 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)に基く留守家族手当及び特別手当(同法附則)

則第四十四項に規定する手当を含む。)

七 前各号に定めるもののほか、政令で定める法令に基く年金たる給付

3 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、第四十九条の規定を除き、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(諮問)

第六条 厚生大臣は、国民年金事業の運営に関しては、その大綱につき、あらかじめ、国民年金審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

(被保険者の資格)

第七条 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の日本国民は、国民年金の被保険者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

- 一 被用者年金各法の被保険者又は組合員(恩給法に定める公務員及び他の法律により恩給法に定める公務員とみなされる者、地方公務員の退職年金に関する条例

の適用を受ける地方公務員、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合の組合員、執行吏並びに国会議員を含む。)

二 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢若しくは退職又は廃疾を支給事由とする給付を受けることができる者

三 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち老齢又は退職を支給事由とする給付の受給資格要件たる期間を満たしている者

四 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる年金たる給付のうち死亡を支給事由とする給付を受けることができる者

五 第五条第二項第五号から第七号までに掲げる年金たる給付を受けることができる者

六 前五号に掲げる者の配偶者

七 次に掲げる学校に在学する生徒又は学生。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十四条に規定する高等学校の定時制課程による授業を受け、同法第四十五条(同法第七十条、第七十条の十及び第七十六条において準用する場合を含む。)に規定す

る通信教育を受け、同法第五十四条に規定する夜間の学部^がに在学し、又は同法第七十条の四に規定する夜間の課程による授業を受ける生徒又は学生を除く。

イ 学校教育法第四十一条に規定する高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ロ 学校教育法第五十二条に規定する大学（同法第六十二条に規定する大学院を含む。）及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ハ 学校教育法第七十条の二に規定する専科大学及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

3 前項各号に掲げる者に対する将来にわたるこの法律の適用関係については、国民年金制度と被用者年金各法による年金制度及びその他の公的年金制度との関連を考慮して、すみやかに検討が加えられたらうえ、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

（資格取得の時期）

第八条 前条の規定による被保険者は、二十歳に達した

日、日本国民となつた日又は日本国内に住所を有するに至つた日に、被保険者の資格を取得する。

（資格喪失の時期）

第九条 第七条の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第四号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 日本国民でなくなつたとき。
- 三 日本国内に住所を有しなくなつたとき。
- 四 六十歳に達したとき。

（任意脱退）

第十条 被保険者でなかつた者が被保険者となつた場合において、その資格を取得した日の属する月から六十歳に達する日の属する月の前月までの期間とその者の従前の被保険者期間とを合算した期間が二十五年未満であるときは、その者は、第七条第一項の規定にかかわらず、いつでも、都道府県知事の承認を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。この場合においては、その者は、その承認を受けた日の翌日に被保険者の資格を喪失

する。

2 前項の場合において、同項の承認の申請が、その者が被保険者の資格を取得した日から起算して三箇月以内になされたものであるときは、その者は、さかのぼつて被保険者とならなかつたものとみなす。

（被保険者期間の計算）

第十一条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

（届出）

第十二条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければなら

ない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができ。

3 市町村長は、前二項の届出を受理したときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事にこれを報告しなければならない。

（国民年金手帳）

第十三条 都道府県知事は、前条第三項の規定により、被保険者の資格を取得した旨の報告を受けたときは、当該被保険者について国民年金手帳を作成し、市町村長を経由してその者にこれを交付するものとする。ただし、その被保険者がすでに国民年金手帳の交付を受け、これを所持している場合であつて、その国民年金手帳に国民年金印紙をはりつけるべき余白があるときは、この限りでない。

2 国民年金手帳の様式及び交付その他国民年金手帳に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

（国民年金原簿）

第十四条 厚生大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保

除者の氏名、資格の取得及び喪失、保険料の納付状況その他厚生省令で定める事項を記録するものとする。

第三章 年金給付

第一節 通則

(年金給付の種類)

第十五条 この法律による給付（以下「年金給付」という。）は、次のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 障害年金
- 三 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

(裁定)

第十六条 年金給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基いて、厚生大臣が裁定する。

(端数処理)

第十七条 年金給付を受ける権利を裁定する場合において、年金給付の額に一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)

第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生

じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(未支給年金)

第十九条 年金給付の受給権者が死亡したことにより、受給権者の妻又は子が母子年金又は遺児年金を受けることができる場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、当該母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。

母子年金の受給権者が死亡したことにより、第四十七条第一項の規定による遺児年金の支給の停止が解除される場合において、その死亡した者に支給すべき母子年金でまだその者に支給しなかつたものがあるときも、同様とする。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、同項の母子年金又は遺児年金の受給権者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

(併給の調整)

第二十条 二以上の年金給付（その額の全部につき支給を停止されている年金給付及び第四十九条第二項の規定によりその支給がまだ始められていない寡婦年金を除く。）の受給権者には、その者の選択により、その一を支給し、他の支給を停止する。

(年金の支払の調整)

第二十一条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止

すべき事由が生じた日の属する月の翌以降の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後支払うべき年金の内払とみなすことができる。母子年金を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌以降の分として減額しない額の母子年金が支払われた場合における当該母子年金の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(損害賠償請求権)

第二十二条 政府は、痲疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故が第三者の行為によつて生じた場合において、年金給付をしたときは、その年金給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、年金給付を行う責を免かれる。

（不正利得の徴収）

第二十三条 偽りその他不正の手段により年金給付を受けた者があるときは、厚生大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（受給権の保護）

第二十四条 年金給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、老齢年金（第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第二十五条 租税その他の公課は、年金給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢年金（第五十三条第一項の規定によつて支給されるものを除く。）については、この限りでない。

第二節 老齢年金

（支給要件）

第二十六条 老齢年金は、次の各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達したときに、その者に支給する。

二七年以上二八年未満	二六、四〇〇円
二八年以上二九年未満	二七、六〇〇円
二九年以上三〇年未満	二八、八〇〇円
三〇年以上三一年未満	三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年未満	三一、二〇〇円
三二年以上三三年未満	三二、四〇〇円
三三年以上三四年未満	三三、六〇〇円
三四年以上三五年未満	三四、八〇〇円
三五年以上三六年未満	三六、〇〇〇円
三六年以上三七年未満	三七、二〇〇円
三七年以上三八年未満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年未満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年未満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

2 前条第二号に該当する者に支給する老齢年金の額

一 保険料納付済期間（納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が、二十五年以上である者

二 前号に該当しない者であつて、保険料納付済期間が十年以上であり、かつ、その保険料納付済期間と保険料免除期間（第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る被保険者期間のうち第九十四条第二項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。以下同じ。）とを合算した期間が、二十五年以上であるもの

（年金額）

第二十七条 前条第一号に該当する者に支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
二五年以上二六年未満	二四、〇〇〇円
二六年以上二七年未満	二五、二〇〇円

は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年 金 額
一〇年以上一一年未満	一一、〇〇〇円
一一年以上一二年未満	一二、六〇〇円
一二年以上一三年未満	一三、二〇〇円
一三年以上一四年未満	一三、八〇〇円
一四年以上一五年未満	一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満	一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満	一五、六〇〇円
一七年以上一八年未満	一六、二〇〇円
一八年以上一九年未満	一六、八〇〇円
一九年以上二〇年未満	一七、四〇〇円
二〇年以上二一年未満	一八、〇〇〇円
二一年以上二二年未満	一九、二〇〇円

二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

（支給の延期）

第二十八条 第二十六条各号のいずれかに該当する者が六十五歳に達する前にあらかじめ厚生大臣に老齢年金受給延期の申出をしたときは、同条の規定にかかわらず、その者が六十五歳に達した場合においても、老齢年金を支給しない。ただし、その者が六十五歳に達した時に他の年金給付の受給権者であるときは、この限りでない。

- 2 前項の申出をした者は、いつでも、将来に向つてその申出を撤回することができる。
- 3 第一項の申出をした者に対しては、その者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときに、老齢年金を支給する。
 - 一 七十歳に達したとき。
 - 二 第一項の申出を撤回したとき。
 - 三 他の年金給付の受給権者となつたとき。
- 4 第一項の申出をした者に支給する老齢年金の額は、前

条の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。ただし、その者が六十六歳に達する前に老齢年金が支給されることとなつたときは、この限りでない。

（失権）

第二十九条 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第三節 障害年金

（支給要件）

第三十条 障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）がなつた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含むものとし、以下「廢疾認定日」という。）において、その傷病により別表に定める程度の廢疾の状態にあるときに、その者に支給する。

一 当該傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれかに該当したとき。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月（二月、四月、七月及び十月をいう。以下同じ。）の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

ハ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。

ニ 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したと。

（併給の調整）

第三十一条 障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廢疾を併合し

た廢疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廢疾を併合した廢疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第三十二条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廢疾を併合した廢疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廢疾を併合しない廢疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第三十六条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

（年金額）

第三十三条 障害年金の額は、初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間に應じて、それぞれ次の表の下欄に定める額と

する。

初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る初診日の前日における保険料納付済期間	年	金額
二六年未満		二四、〇〇〇円
二六年以上二七年未満		二五、二〇〇円
二七年以上二八年未満		二六、四〇〇円
二八年以上二九年未満		二七、六〇〇円
二九年以上三〇年未満		二八、八〇〇円
三〇年以上三一年未満		三〇、〇〇〇円
三一年以上三二年未満		三一、二〇〇円
三二年以上三三年未満		三二、四〇〇円
三三年以上三四年未満		三三、六〇〇円
三四年以上三五年末満		三四、八〇〇円
三五年以上三六年末満		三六、〇〇〇円
三六年以上三七年末満		三七、二〇〇円

三七年以上三八年末満	三八、四〇〇円
三八年以上三九年末満	三九、六〇〇円
三九年以上四〇年末満	四〇、八〇〇円
四〇年	四二、〇〇〇円

2 廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給する障害年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に六千円を加算した額とする。

（廃疾の程度が変わつた場合の年金額の改定）

第三十四条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた日の属する月の翌月から始めるものとする。

（失権）

第三十五条 障害年金の受給権は、第三十一条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（支給停止）

第三十六条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）又は国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができるときは、六年間、その支給を停止する。

第四節 母子年金、遺児年金及び寡婦年金

第一款 母子年金

（支給要件）

国民年金法（二四一）

第三十七条 母子年金は、夫が死亡した場合において、死亡日の前日において次の各号のいずれかに該当し、かつ

夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廃疾の状態にあるもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときに、その者に支給する。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間被保険者であり、かつ、その期間のすべてが保険料納付済期間又は一年六箇月をこえない保険料免除期間で満たされていること。

2 夫の死亡の当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持していた子とみなす。

し、妻は、夫の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

（年金額）

第三十八条 母子年金の額は、死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に依りて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
三〇年未満	一九、二〇〇円
三〇年以上三一年未満	一九、八〇〇円
三一年以上三二年未満	二〇、四〇〇円
三二年以上三三年未満	二一、〇〇〇円
三三年以上三四年未満	二一、六〇〇円
三四年以上三五年未満	二二、二〇〇円
三五年以上三六年未満	二二、八〇〇円
三六年以上三七年未満	二三、四〇〇円

三十七年以上三十八年未満	二四、〇〇〇円
三十八年以上三十九年未満	二四、六〇〇円
三十九年以上四〇年未満	二五、二〇〇円
四〇年	二五、八〇〇円

（加算）

第三十九条 母子年金の額は、妻が母子年金の受給権を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額とする。

2 妻が母子年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、前項の規定の適用については、その子は、妻がその権利を取得した当時第三十七条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、母子年金の額を改定する。

3 第一項の規定によりその額が加算された母子年金につ

いては、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に依りて、年金額を改定する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。
- 三 妻以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。
- 四 離縁によつて、夫又は妻のいずれの子でもなくなつたとき。
- 五 妻によつて生計を維持しなくなつたとき。
- 六 十八歳に達したとき。ただし、妻が受給権を取得した時から引き続き別表に定める廃疾の状態にあるときを除く。
- 七 別表に定める廃疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。
- 八 二十歳に達したとき。

（失権）

第四十条 母子年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
 - 二 婚姻をしたとき。
 - 三 直系姻族以外の者の養子となつたとき。
 - 2 母子年金の受給権は、前項の規定によつて消滅するほか、子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。
- （支給停止）
- 第四十一条 母子年金は、当該夫の死亡について、労働基準法又は国家公務員災害補償法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。
- 2 母子年金は、当該夫の死亡について、公的年金各法に基く年金たる給付（その全額につき支給を停止されてい

るものを除く。)を受けることができる者があるときは、その間、その額の三分の一に相当する部分の支給を停止する。

第二款 遺児年金

(支給要件)

第四十二条 遺児年金は、次の要件に該当する父又は母が死亡した場合において、その者の子であつて、父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持し、かつ、十八歳未満であるか又は二十歳未満で別表に定める廢疾の状態にあるものがあるときに、その者に支給する。ただし、父又は母の死亡の当時その子と生計を同じくするその子の母又は父があるときは、この限りでない。

- 一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の前日において次のいずれかに該当したこと。
- イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が十五年以上であるか、又はその保険料納付済期間が五年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの三分の二以上を占めること。
- ロ 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月

- ハ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第二十六条各号のいずれかに該当していること。
- 二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したこと。

(年金額)

第四十三条 遺児年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に依りて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間	年金額
三〇年未満	七、二〇〇円
三〇年以上三二年未満	七、五〇〇円

数が減じたときは、その減じた日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

(失権)

第四十五条 遺児年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻をしたとき。
- 三 養子となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつたとき。
- 五 母又は父と生計を同じくするに至つたとき。
- 六 十八歳に達したとき。ただし、父又は母の死亡の時から引き続き別表に定める廢疾の状態にあるときを除く。
- 七 別表に定める廢疾の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳未満であるときを除く。
- 八 二十歳に達したとき。

(支給停止)

第四十六条 遺児年金は、当該父又は母の死亡について第

三一年以上三二年未満	七、八〇〇円
三二年以上三三年未満	八、一〇〇円
三三年以上三四年未満	八、四〇〇円
三四年以上三五五年未満	八、七〇〇円
三五年以上三六六年未満	九、〇〇〇円
三六年以上三七七年未満	九、三〇〇円
三七年以上三八八年未満	九、六〇〇円
三八年以上三九九年未満	九、九〇〇円
三九年以上四〇年未満	一〇、二〇〇円
四〇年	一〇、五〇〇円

第四十四条 遺児年金の額は、当該父又は母の死亡について遺児年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 前項の場合において、遺児年金の受給権を有する子の

四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるときは、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第四十七条 遺児年金は、当該父の死亡についてその妻が当該遺児年金の受給権者と生計を同じくすることによつて支給され、又はその額が加算される母子年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。

2 前項に規定する母子年金が第六十一条の規定により支給されるものである場合において、その母子年金が第六十五条又は第六十七条の規定によりその全額につき支給を停止されているときは、前項の規定による支給の停止は行わず、また、その母子年金が第六十五条第三項の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額(当該遺児年金の受給権者が二人以上であるときは、その額をその受給権者の数で除して得た額)の限度においてのみ、前項の規定による支給の停止を行うものとする。

第四十八条 遺児年金の受給権を有する子が二人以上ある場合において、その子のうち一人以上の子の所在が一年以上明らかでないときは、その子に対する遺児年金は、他の子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた

時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺児年金の支給を停止された子は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 前二項の規定により遺児年金の支給が停止され、又はその停止が解除されたときは、子の所在が明らかでなくなつた日又は支給の停止が解除された日の属する月の翌月から、遺児年金の額を改定する。

第三款 寡婦年金

(支給要件)

第四十九条 寡婦年金は、次の要件に該当する夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係が十年以上継続した六十五歳未満の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が障害年金(第五十六条の規定によつて支給されるものを除く。)の受給権者であつたことがあるときは、この限りでない。

一 死亡日において被保険者であつた者については、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間につき、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当

したことを。

二 死亡日において被保険者でなかつた者については、死亡日において六十五歳未満であり、かつ、死亡日の前日において第二十六条各号のいずれかに該当したと。

2 六十歳未満の妻に支給する寡婦年金は、第十八条第一項の規定にかかわらず、妻が六十歳に達した日の属する月の翌月から、その支給を始める。

(年金額)

第五十条 寡婦年金の額は、死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に応じて、それぞれ第二十七条第一項又は第二項の表の下欄に定める額の二分の一に相当する額とする。

(失権)

第五十一条 寡婦年金の受給権は、受給権者が六十五歳に達したとき、又は第四十条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

(支給停止)

第五十二条 寡婦年金は、当該夫の死亡について第四十一条第一項に規定する給付が行われるべきものであるとき

は、死亡日から六年間、その支給を停止する。

第五節 特例による老齢年金、障害年金及び母子年金

年金

(老齢福祉年金の支給要件)

第五十三条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえる者が七十歳に達したときは、第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。ただし、その者が、七十歳に達した日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する老齢年金は、老齢福祉年金と称する。

(老齢福祉年金の額)

第五十四条 老齢福祉年金の額は、一万二千元とする。

(老齢福祉年金の失権)

第五十五条 老齢福祉年金の受給権は、第二十九条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、

消滅する。

（障害福祉年金の支給要件）

第五十六条 疾病にかかり又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、廃疾認定日においてその傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第三十条に定める障害年金の支給要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に障害年金を支給する。ただし、その者が、廃疾認定日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれにも該当しなかつたこと。

イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間（その者が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除

期間で満たされていないこと。

二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において六十五歳未満であり、かつ、初診日の前日において第五十三条第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したること。

2 前項の規定により支給する障害年金は、障害福祉年金と称する。

第五十七条 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であつた者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときはその廃疾認定日において、別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、前条第一項の規定の適用については、その者は、同項各号の要件に該当するものとみなす。

2 前項に規定する者であつて、廃疾認定日後に二十歳に達したものについては、前条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、「二十歳に達した日」と読み替へるものとする。

（障害福祉年金の額）

第五十八条 障害福祉年金の額は、一万八千円とする。

（障害福祉年金の失権）

第五十九条 障害福祉年金の受給権は、第三十五条の規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、日本国内に住所を有しなくなつたとき、又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

（障害福祉年金についての適用除外規定）

第六十条 第三十一条、第三十二条及び第三十四条の規定は、障害福祉年金に関しては、適用しない。

（母子福祉年金の支給要件）

第六十一条 夫が死亡した場合において、死亡日の前日において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した被保険者たる妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて、義務教育終了前（十五歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校・聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。以下同じ。）のもの（夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。）と生計を同じくするときは、第三十七条第一項に定める母子年金の支給要件に該当し

国民年金法（一四一）

ない場合においても、これに該当するものとみなして、その者に母子年金を支給する。ただし、その者が、夫の死亡日において、日本国民でないとき、又は日本国内に住所を有しないときは、この限りでない。

一 死亡日の属する月の前月までの妻の被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが五年以上である場合においては、その期間のうちの保険料納付済期間が、その期間の三分の二に満たないこと。

二 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月まで引き続き三年間（その妻が二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定により支給する母子年金は、母子福祉年金と称する。

（母子福祉年金の額）

第六十二条 母子福祉年金の額は、一万二千円とする。

第六十三条 母子福祉年金の額は、妻が母子福祉年金の受給権を取得した当時第六十一条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子が二人以上

あるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子一人につき二千四百円を加算した額とする。

- 2 第三十九条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第一項の規定によりその額が加算された母子福祉年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一 第三十九条第三項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 十五歳に達した日の属する学年の末日が終了したとき。ただし、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学するときを除く。

三 前号ただし書に該当する場合において、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学しなくなつたとき。

(母子福祉年金の失権)

第六十四条 母子福祉年金の受給権は、第四十条第一項の

停止されているときは、同項の規定を適用しない。ただし、その支給の停止が第三十六条又は第四十一条第一項に規定する給付が行われることによるものであるときは、この限りでない。

3 福祉年金の額が、第一項第一号に規定する給付の額(その給付が、その額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額)をこえるときは、そのこえる部分については、同項の規定にかかわらず、当該福祉年金の支給を停止しない。

4 福祉年金は、受給権者が前年において十三万円(受給権者が前年の十二月三十一日において受給権者又はその配偶者の子であつて義務教育終了前のものの生計を維持したときは、十三万円にその子一人につき一万五千円を加算した額とする。)をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 第一項第一号に規定する給付の額の計算方法並びに前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第六十六条 老齢福祉年金又は障害福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)

規定によつて消滅するほか、受給権者が日本国民でなくなつたとき、又は日本国内に住所を有しなくなつたときは、消滅する。子が一人であるときはその子が、子が二人以上であるときは同時に又は時を異にしてそのすべての子が、前条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときも、同様とする。

2 第四十条第二項の規定は、母子福祉年金に関しては適用しない。

(福祉年金の支給停止)

第六十五条 老齢福祉年金、障害福祉年金及び母子福祉年金(以下「福祉年金」という。)は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、その支給を停止する。

一 公的年金各法に基く年金たる給付を受けることができないとき。

二 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

三 少年院その他これに準ずる施設に收容されているとき。

2 前項第一号に規定する給付が、その全額につき支給を

は、その受給権者の配偶者が六千円をこえる額の公的年金各法に基く年金たる給付(その額の全部につき支給を停止されているものを除くものとし、その額の一部につき支給を停止されている給付にあつては、その停止されていない部分の額が六千円をこえるものに限る。)を受け得ることができるときは、その期間、その年金額のうち当該公的年金各法に基く年金たる給付の額から六千円を控除した額(その額が六千円をこえるときは、六千円とする。)に相当する部分の支給を停止する。

2 前条第五項の規定は、前項に規定する公的年金各法に基く年金たる給付の額の計算方法について準用する。

3 夫及び妻がともに老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、他方が障害福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する障害福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が障害福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、他方が老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、他方が障害福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する障害福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。夫及び妻の一方が障害福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、他方が老齢福祉年金(その額の全部又は一部につき支給を停止されているものを除く。)を受け得ることができるときは、その期間、夫及び妻に支給する老齢福祉年金は、それぞれその年金額のうち三千円に相当する部分の支給を停止する。

4 老齢福祉年金及び障害福祉年金は、受給権者の配偶者の所得につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の規定により計算した前年分の所得税額(この所得税額を計算する場合には、同法第十五条の六及び第十五条の八の規定を適用しないものとする。次項において同じ。)があるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

5 老齢福祉年金及び障害福祉年金は、受給権者の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給権者の生計を維持するもの所得につき、所得税法の規定により計算した前年分の所得税額が、給与所得の収入金額が五十万円であり、かつ、同法に規定する扶養親族が五人である者が通常納付すべき同年分の所得税額として政令で定める金額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

第六十七条 母子福祉年金は、妻が夫又は妻の二十五歳以上の子と生計を同じくするときは、その期間、その支給を停止する。ただし、その子が長期の疾病又は負傷、廃疾、失業その他これらに準ずる状態にあるときは、この

限りでない。

(支払期月の特例)

第六十八条 福祉年金は、第十八条第三項本文の規定にかかわらず、毎年一月、五月及び九月の三期に、それぞれの前月までの分を支払うものとする。

第六節 給付の制限

第六十九条 故意に廃疾又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該廃疾については、これを支給事由とする障害年金は、支給しない。

第七十条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は廃疾の程度を増進させた者の当該廃疾については、これを支給事由とする年金給付は、その全部又は一部を行わないことができる。自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、死亡又はその原因となつた事故を生じさせた者の死亡についても、同様とする。

第七十一条 母子年金、遺児年金又は寡婦年金は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫を故意に死亡させ

た者には、支給しない。被保険者若しくは被保険者であつた者又は夫の死亡前に、その者の死亡によつて母子年金又は遺児年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 遺児年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十二条 年金給付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなくて、第一百七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に感じなかつたとき。

二 障害年金の受給権者又は第一百七条第二項に規定する子が、正当な理由がなくて、同項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第七十三条 受給権者が、正当な理由がなくて、百五十五条第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、年金給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 被保険者及び年金給付に関する経過的特例

第一節 経過措置

(被保険者の適用除外)

第七十四条 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)は、第七条第一項の規定にかかわらず、被保険者としな

(任意加入被保険者)

第七十五条 明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者)であつて、第七条第二項各号のいずれにも該当しないものは、前条の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、第七条第一項に該当する者に限る。

2 前項の申出は、昭和三十六年三月三十一日までにに行わなければならない。

3 第十三条第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九条各号(第四号を除く。)及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(次の第三号に該当するに至つたときは、その日)に被保険者の資格を喪失する。

一 前項の申出が受理されたとき。

二 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三 被保険者期間が十年に達したとき。
(老齢年金の受給資格期間等についての特例)
第七十六条 次の表の上欄に掲げる者については、第十条及び第二十六条各号(第二十八条第一項、第三十条、第四十二条、第四十九条第一項及び第九十九条第一項の規定を適用する場合を含む。)中「二十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

大正五年三月三十一日以前に生まれた者	(四十五歳をこえる者)	十年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者)	十一年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者)	十二年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者)	十三年
大正八年四月一日から大正九年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者)	十四年
大正九年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	(四十歳をこえ、四十一歳をこえない者)	十五年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十九歳をこえ、四十歳をこえない者)	十六年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者)	十七年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者)	十八年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十六歳をこえ、三十七歳をこえない者)	十九年

大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者)	二十年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者)	二十一年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者)	二十二年
昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	二十三年
昭和四年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十一歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十四年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(老齢年金の額についての特例)
第七十七条 大正十五年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において三十五歳をこえる者)であつて、前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条第一号又は第二号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年	金額
一〇年以上一五年未満		一四、四〇〇円
一五年以上一六年未満		一五、〇〇〇円
一六年以上一七年未満		一五、六〇〇円
一七年以上一八年未満		一六、二〇〇円
一八年以上一九年未満		一六、八〇〇円
一九年以上二〇年未満		一七、四〇〇円
二〇年以上二二年未満		一八、〇〇〇円
二二年以上二三年未満		一九、二〇〇円

二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

2 前項に規定する者のうち保険料納付済期間が十四年未満である者については、その者が七十歳に達するまでの間に支給する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、その保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
一〇年以上一一年未満	九、六〇〇円
一年以上二二年未満	一〇、八〇〇円
一年以上二三年未満	一一、〇〇〇円
一年以上二四年未満	一二、二〇〇円

3 大正十五年四月一日から昭和五年三月三十一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において三十一歳をこえ、三十五歳をこえない者）であつて、前条の規

定により老齢年金の受給資格期間が読み替えられるため第二十六条第一号に該当するに至つたものに支給する老齢年金の額は、保険料納付済期間に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

保険料納付済期間	年金額
二一年以上二二年未満	一九、二〇〇円
二二年以上二三年未満	二〇、四〇〇円
二三年以上二四年未満	二一、六〇〇円
二四年以上二五年未満	二二、八〇〇円

4 前三項の場合においては、第二十八条第四項中「前条」とあるのは、「第七十七条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（老齢福祉年金の受給資格期間等についての特例）

第七十八条 次の表の上欄に掲げる者については、第五十条第一項（第五十六条第一項の規定を適用する場合を含む。）中「三十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

出生期間	読み替え年齢	受給開始年
明治四十四年四月一日から明治四十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十九歳をこえ、五十歳をこえない者）	四年
明治四十五年四月一日から大正二年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十八歳をこえ、四十九歳をこえない者）	五年
大正二年四月一日から大正三年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十七歳をこえ、四十八歳をこえない者）	六年
大正三年四月一日から大正五年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十五歳をこえ、四十七歳をこえない者）	七年
大正五年四月一日から大正六年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十四歳をこえ、四十五歳をこえない者）	八年
大正六年四月一日から大正七年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十三歳をこえ、四十四歳をこえない者）	九年
大正七年四月一日から大正八年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十二歳をこえ、四十三歳をこえない者）	十年
大正八年四月一日から大正十年三月三十一日までの間に生まれた者	（四十一歳をこえ、四十二歳をこえない者）	十一年
大正十年四月一日から大正十一年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十九歳をこえ、四十歳をこえない者）	十二年
大正十一年四月一日から大正十二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十八歳をこえ、三十九歳をこえない者）	十三年
大正十二年四月一日から大正十三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十七歳をこえ、三十八歳をこえない者）	十四年
大正十三年四月一日から大正十四年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十五歳をこえ、三十六歳をこえない者）	十五年
大正十四年四月一日から大正十五年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十四歳をこえ、三十五歳をこえない者）	十六年
大正十五年四月一日から昭和二年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者）	十七年
昭和二年四月一日から昭和三年三月三十一日までの間に生まれた者	（三十三歳をこえ、三十四歳をこえない者）	十八年

昭和三年四月一日から昭和四年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十二歳をこえ、三十三歳をこえない者)	十九年
昭和四年四月一日から昭和六年三月三十一日までの間に生まれた者	(三十歳をこえ、三十二歳をこえない者)	二十年
昭和六年四月一日から昭和七年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十九歳をこえ、三十歳をこえない者)	二十一年
昭和七年四月一日から昭和八年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十八歳をこえ、二十九歳をこえない者)	二十二年
昭和八年四月一日から昭和九年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十七歳をこえ、二十八歳をこえない者)	二十三年
昭和九年四月一日から昭和十年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十六歳をこえ、二十七歳をこえない者)	二十四年
昭和十年四月一日から昭和十一年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十五歳をこえ、二十六歳をこえない者)	二十五年
昭和十一年四月一日から昭和十二年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十四歳をこえ、二十五歳をこえない者)	二十六年
昭和十二年四月一日から昭和十三年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十三歳をこえ、二十四歳をこえない者)	二十七年
昭和十三年四月一日から昭和十四年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十二歳をこえ、二十三歳をこえない者)	二十八年
昭和十四年四月一日から昭和十五年三月三十一日までの間に生まれた者	(二十一歳をこえ、二十二歳をこえない者)	二十九年

備考 この表の中欄の記載は、上欄に掲げる者を昭和三十六年四月一日におけるその者の年齢であらわしたものである。

(障害福祉年金及び母子福祉年金の受給資格期間についての特例)

第七十九条 昭和十六年三月三十一日以前に生まれた者

(昭和三十六年四月一日において二十歳をこえる者)については、第五十六条第一項第一号ロ中「その者が二十歳に達した後の期間」とあり、第六十一条第一項第二号中「その妻が二十歳に達した後の期間」とあるのは、「昭和三十

十六年四月一日以後の期間」と読み替えるものとする。

第二節 福祉年金の特別支給

(老齢福祉年金の特別支給)

第八十条 明治二十二年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳以上である者)には、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、昭和三十三年十一月一日に、同条の老齢福祉年金を支給する。

2 明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において七十歳未満である者のうち、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)が七十歳に達したときは、第五十三条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の老齢福祉年金を支給する。ただし、その者が老齢年金の受給権者であるときは、この限りでない。

(障害福祉年金の特別支給)

第八十一条 昭和十四年十一月一日以前に生まれた者(昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者)が、昭和三十四年十一月一日以前になおつた傷病により、昭和三十四年十一月一日において別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときは、第五十六条第一項

本文の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉年金を支給する。

2 初診日が昭和三十四年十一月一日前である傷病が同日以後になおつた者又は初診日が同日以後昭和三十六年三月三十一日以前である傷病がなおつた者が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、前項と同様とする。ただし、初診日において二十歳未満であつた者又は廃疾認定日において七十歳以上であつた者については、この限りでない。

3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者)であつて、初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病がなおつたもの(廃疾認定日において七十歳以上であつた者を除く)が、そのなおつた日において、当該傷病により別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態にあるときも、第一項と同様とする。ただし、当該廃疾について第三十条又は第五十六条第一項の規定により障害年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。

(母子福祉年金の特別支給)

第八十二条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した昭和十四年十一月一日以前に生まれた妻 (昭和三十四年十一月一日において二十歳以上である者) が、昭和三十四年十一月一日において、夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの (夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。) の生計を維持するときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 妻が、現に婚姻をしているとき。
- 二 妻が、現に直系姻族以外の者の養子となつていてるとき (夫の死亡後に養子となつた場合に限る)。
- 三 妻によつて生計を維持する子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつていてるとき (その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る)。

2 昭和三十四年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した二十歳以上六十歳未満である妻が、夫の死亡の当時、夫又は妻の子であつて義務教育終

了前のもの (夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。) と生計を同じくするときは、第六十一条第一項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母子福祉年金を支給する。

- 3 明治四十四年三月三十一日以前に生まれた妻 (昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者) であつて、昭和三十六年四月一日以後に夫が死亡し、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持したものの (夫の死亡日において六十歳以上であつた者を除く) が、夫の死亡の当時夫又は妻の子であつて義務教育終了前のもの (夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した者に限る。) と生計を同じくするときは、前項と同様とする。ただし、当該夫の死亡について第三十七条又は第六十一条の規定により母子年金の受給権を取得すべきときは、この限りでない。
- 4 第三十七条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

(裁定に関する特例)

第八十三条 前三条の規定により支給する福祉年金の受給権の裁定は、第十六条の規定にかかわらず、受給権者の請求に基いて、都道府県知事が行うものとする。

2 前三条の規定により福祉年金の受給権を取得した者が第六十五条第一項第一号に該当するときは、引き続きこれに該当する間、その者は、前項の請求をすることができない。ただし、同条第二項又は第三項の規定に該当するときは、この限りでない。

第五章 福祉施設

第八十四条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。

第六章 費用

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用 (次項及び第三項に規定する費用を除く。以下同じ。) に充てるため、当該年度において納付された保険料の総額の二分の一に相当する額を負担する。

- 2 国庫は、福祉年金の給付に要する費用を負担する。
- 3 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村

(特別区を含む。以下同じ。) に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基く命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(保険料)

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

- 2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
- 3 保険料の額は、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき百円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき百五十円とする。

(保険料の納付義務)

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならぬ。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

第八十九条 被保険者が次の各号のいずれかに該当するに

至つたときは、その該当するに至つた日の属する月前における直近の基準月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

- 一 障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助又はらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）によるこれに相当する援助を受けるとき。
- 三 国立のらい療養所その他の施設であつて、厚生省令で定めるものに收容されるとき。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、都道府県知事は、申請のあつた日の属する月前における直近の基準月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、すでに納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする事ができる。ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 所得がないとき。

- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助又はらい予防法によるこれに相当する援助を受けるとき。
- 三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める障害者であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が十三万円以下であるとき。
- 五 その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

（保険料の納期限）

第九十一条 一月、二月及び三月分の保険料はその年の四月末日までに、四月、五月及び六月分の保険料はその年の七月末日までに、七月、八月及び九月分の保険料はその年の十月末日までに、十月、十一月及び十二月分の保険料は翌年の一月末日までに、それぞれ納付しなければならない。

（保険料の納付方法）

第九十二条 保険料を納期限前に納付するには、厚生省令で定める場合を除いて、国民年金印紙による納付の方法

によらなければならない。四月から十二月までの各月の保険料を納期限の経過後翌年の四月三十日までの間に納付するときも、同様とする。

- 2 一月から三月までの各月の保険料をその年の五月一日以後に、四月から十二月までの各月の保険料を翌年の五月一日以後に納付するには、国民年金印紙による納付の方法によることができない。

- 3 国民年金印紙による保険料の納付は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、納期限までにこれを都道府県知事又は市町村長に提出し、その検認を受けることによつて行うものとする。

（保険料の前納）

第九十三条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

- 2 保険料の前納は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙をはりつけ、これを市町村長に提出し、その検認を受けることによつても、行うことができる。この場合においては、都道府県知事の承認を受けることを要しない。

- 3 第一項の場合において前納すべき額は、国民年金印紙によつて納付する場合を除き、当該期間の各月の保険料

の額から政令で定める額を控除した額とする。

- 4 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料を納付されたものとみなす。

- 5 前四項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付、前納された保険料に係る第八十五条第一項の規定による国庫負担額の算定方法その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

（保険料の追納）

第九十四条 被保険者は、都道府県知事の承認を受け、第八十九条又は第九十条の規定により納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき、これに相当する額を追納することができる。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、さきかへ経過した月の分から順次に行うものとする。

- 2 前項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

(徴収)

第九十五条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によつて徴収する。

(督促及び滞納処分)

第九十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

4 厚生大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することが

できる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

6 前二項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、一箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

(延滞金)

第九十七条 前条第一項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、徴収金額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が五百円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあつた徴収金額を

控除した金額による。

3 延滞金を計算するに当り、徴収金額に五百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が五十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に五十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権)

第九十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(保険料の還付)

第九十九条 保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえ、かつ、保険料納付済期間が三年以上である者が六十五歳に達したときは、百五十円にその者の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額から五千四百円を控除した額をその者に還付する。ただし、その者が、第二十六条各号のいずれかに該当するとき、又は障害年金若しくは母子年金の受給権者であるとき、若しくは受給権者であつたことがある

ときは、この限りでない。

2 第二十三条の規定は前項の保険料の還付について、第七十八条の規定は同項の保険料免除期間又は保険料免除期間と保険料納付済期間とを合算した期間について、それぞれ準用する。

(附加保険料)

第一百条 被保険者は、別に法律の定めるところにより、この法律による保険料にあわせて、附加保険料を払い込むことができる。

2 前項の附加保険料を払い込んだ者に対しては、老齢年金にあわせて附加年金を支払い、又はその者が年金給付を受けることができなかつた場合に脱退手当金を支払うものとする。

第七章 審査の請求

第一百一条 年金給付に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課、徴収若しくは第九十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないとき

は、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

第八章 雑則

(時効)

第二百二条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日（第八十三条第二項の規定に該当する場合においては、その権利につき裁定の請求をすることができることとなつた日）から五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利（第九十九条の規定による還付金を受ける権利を含む。）は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

3 前二項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法第五百十三条の規定に

定める事項を都道府県知事又は市町村長に届け出なければならぬ。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事に対し、厚生省令の定める事項を届け出、かつ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

4 被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない。

(被保険者に関する調査)

第六六条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に関する処分に関し、当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分

かわらず、時効中断の効力を有する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十二条の規定を適用しない。

(期間の計算)

第二百三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二百四条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、厚生大臣若しくは都道府県知事又は被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者若しくは受給権者又は母子年金の支給若しくはその額の加算の要件に該当する子の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出等)

第二百五条 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、第十二条第一項に規定する事項を除くほか、厚生省令の

を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(受給権者に関する調査)

第六七条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給権者に対して、その者の身分関係、廃疾の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、障害年金の受給権者、別表に定める程度の廃疾の状態にあることにより遺児年金の受給権を有し、若しくは母子年金が支給され、若しくはその額が加算されている子又は疾病、負傷若しくは廃疾の状態にあることにより第六十七条ただし書の規定によつて母子福祉年金の支給が停止されていない子に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廃疾、疾病若しくは負傷の状態を診断させることができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による質問又は診

断について準用する。

(資料の提供等)

第八八条 厚生大臣又は都道府県知事は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、被保険者、受給権者又は世帯主若しくは被保険者の配偶者の資産若しくは収入の状況又は公的年金各法に基く年金たる給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、被用者年金各法に定める組合（厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合を含む。以下同じ。）若しくは国家公務員共済組合連合会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(年金給付の支払)

第九九条 年金給付の支払に関する事務は、通信大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の支払に必要な資金を通信大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(実施命令)

第一百十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、

たときは、この限りでない。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の過料に処する。

- 一 第五五条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者。ただし、同条第二項において準用する第十二条第二項の規定により世帯主から届出がなされたときを除く。
- 二 第五五条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
- 三 第五五条第二項において準用する第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主
- 四 第五五条第四項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、第二章、第七十四条、第七十五条及び附則第四条から附則第八条までの規定は昭和三十五年十月一日から、第七十六条から第七十九条まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は昭和三十六年四月

この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

第九章 罰則

第一百一一条 偽りその他不正な手段により年金給付を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項の規定に違反して虚偽の届出をした被保険者
- 二 第十二条第二項の規定により届出をする場合に虚偽の届出をした世帯主
- 三 第六六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

第一百三十三条 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険者は、五千円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされ

月一日から、附則第三条第一項の規定は公布の日から施行する。

(被保険者に関する経過措置)

第二条 昭和三十五年十月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間において被保険者であつた者について、年金給付に関する規定を適用する場合には、その者は、その期間、被保険者でなかつたものとみなす。

(福祉年金の裁定の請求等に関する経過措置)

第三条 第八十条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定に該当すべき者は、昭和三十四年十一月一日前においても、同日にこれらの規定に該当することを条件として、当該福祉年金について受給権の裁定の請求の手続をとることができる。

2 第八十条第一項、第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による福祉年金の支給は、昭和三十四年十一月から始めるものとする。

3 昭和三十五年における福祉年金の支払については、第六十八条中「一月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

(被用者年金各法の被保険者等に関する当分の間の取扱)

第四条 第七条第二項各号に掲げる者に関しては、同条第三項に規定する法律が制定施行されるまでの間、次条から附則第九条までに定めるところによる。

第五条 第七条第一項に規定する者であつて、同条第二項各号のいずれかに該当するものが、同項各号のいずれにも該当しなくなつたときは、その日に被保険者の資格を取得するものとし、また、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失するものとする。ただし、その者が明治四十四年四月一日以後に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）である場合に限る。

第六条 明治四十四年四月一日以後に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえない者）であつて、第七条第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事の承認を受けて、被保険者となることが出来る。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2 前項の規定による承認を受けた者は、その承認を受け一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、第七条第二項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることのできる。ただし、同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者及び同条第一項に該当しない者は、この限りでない。

2 第七十五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による被保険者について準用する。

3 第七十五条第一項又はこの条第一項の規定による被保険者が、第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日に被保険者の資格を喪失する。

第八条 厚生大臣、都道府県知事又は市町村長は、被保険者の資格に関し必要があるときは、被用者年金各法に定める組合その他の管掌機関（恩給に関する裁定庁、本属庁及び支給庁並びに地方公務員の退職年金に関するこれらに相当する機関を含む。）に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第九条 疾病にかかり、又は負傷し、昭和三十四年十一月

た日に被保険者の資格を取得するものとする。

3 第十三条第一項の規定は、第一項の規定による承認があつた場合に準用する。

4 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

5 第一項の規定による被保険者は、第九条各号及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第九条第四号又は次の第一号若しくは第二号に該当するに至つたときは、その日）に被保険者の資格を喪失する。
一 第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。
二 第七条第二項第四号から第七号までのいずれにも該当しなくなつたとき。

三 前項の申出が受理されたとき。
四 保険料を滞納し、第九十六条第一項の規定による指

6 第一項の規定による被保険者については、第八十九条及び第九十条の規定を適用しない。

第七条 明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十

一日以後におけるその初診日において第七条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当した者の当該傷病による廃疾については、第五十七条第一項並びに第八十一条第二項及び第三項の規定を適用しない。

（印紙税法の一部改正）
第十条 印紙税法（明治三十二年法律五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ八の次に次の一号を加える。
六ノ十ノ九 国民年金ニ関スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）
第十一条 所得税法の一部を次のように改正する。

第八条第六項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料

第九条第二項中「第六号の五」の下に「第七号の三」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の第一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「厚生年金保険」の下に「国民

年金」を加える。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十七条第一項」の下に「国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第九十七条第一項」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定によつて年金給付として支給を受ける金銭第六百七十二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 国民年金法の規定によつて年金給付として支給を受ける金銭

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第十五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十

十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第九十条」の下に「並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第一百一条」を加える。

第三条中「又は厚生年金保険法第九十条」を「若しくは厚生年金保険法第九十条又は国民年金法第一百一条」に改め、同条第三号中「保険給付」の下に「(国民年金法による年金給付を含む。次条第一項において同じ。)」を加える。

第九条第一項中「保険者」の下に「(国民年金事業の管掌者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十九条中「及び厚生年金保険法第九十条」を「厚生年金保険法第九十条及び国民年金法第一百一条」に改める。

第三十二条第一項中「又は厚生年金保険法第九十条第一項」を「若しくは厚生年金保険法第九十条第一項又は国民年金法第一百一条第一項」に改め、同条第二項中「又は厚生年金保険法第九十条第二項」を「若しくは厚生年金保険法第九十条第二項又は国民年金法第一百一条第二項」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法第八十六条第五

項」の下に「並びに国民年金法第九十六条第四項」を加える。

別表

障害の程度		障 害 の 状 態
一	二	
一	一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
二	二	両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	四	両上肢のすべての指を欠くもの
五	五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
六	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
八	八	体幹の機能にすわつていない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
九	九	前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(内科的疾患に基づく身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。)
二	一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
二	二	両耳の聴力損失が八〇デシベル以上のもの
三	三	平衡機能に著しい障害を有するもの
四	四	咀嚼の機能を欠くもの

級	
五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
九	一上肢のすべての指を欠くもの
一〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
一一	両下肢のすべての指を欠くもの
一二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
一三	一下肢を足関節以上で欠くもの
一四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
一五	前各号に掲げるものほか、これらと同程度以上と認められる身体障害であつて、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（内科的疾患に基く身体障害であつて、前各号のいずれにも該当しないものを除く。）

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月十七日法律 第四百四十二号）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「基準外国為替相場をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、基金又は銀行に対し、それぞれ、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四百四十二号）の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が九百億円又は一千四百九十七億六千万円に相当する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において、

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（一四二）

出資することができる。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条の見出し中「国債」を「基金等に出資した国債」に改める。

第十三条を第十五条とし、第十二条中「すべての本邦通貨」の下に「これに代るべき国債を含む。以下同じ。」を加え、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（国債による基金との取引）

第十二条 大蔵大臣は、前条第一号に掲げる買入を行う場合において、同号の本邦通貨に代えて、国債によりこれをを行うことができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による買入を行った場合には、外国為替資金特別会計の負担において、基金の保有する同項の国債の買入もどしを行うことができる。

3 第一項の規定による買入を行うため、政府は、外国為替資金特別会計の負担において、国債を発行することができる。

4 前項の規定により国債を発行することができる金額の

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律(一四二)

一一八

最高限度額は、国際通貨基金協定の規定に基き他の基金加盟国通貨を基金から買い入れることができる金額を買い入の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額とする。

5 第五条第三項から第五項まで、第六条及び第八条の規定は、第三項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項の命令に従い買い取る場合」とあるのは、「第十二条第二項の規定により買いもどしを行う場合」と、「基金又は銀行」とあるのは「基金」と、第六条中「基金又は銀行から前条第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債」とあるのは「基金から第十二条第一項の規定による買入のため基金に引き渡した国債」と、第八条中「前三条」とあるのは「第十二条」と読み替えるものとする。

(基金との取引により基金に引き渡した国債の償還等)

第十三条 政府は、前条第五項において準用する第六条の規定による償還に必要な金額を、同条の償還の請求があつたつど、外国為替資金から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 政府は、前条第二項の規定により国債の買いもどしを

行つたときは、直ちに、これを国債整理基金特別会計の所屬に移して償却しなければならない。

3 第十条の規定は、前条第三項の規定により発行する国債について準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本銀行は、大蔵大臣の指定する日(以下「指定日」という。)において、同行の所有する金地金(この法律の施行の日において同行の所有に属するものであることが指定日において大蔵大臣により認定されるものに限る。)のうち大蔵大臣の指定するものにつき、金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)第四条に規定する価格により評価し、その評価額により当該金地金の帳簿価額を改定するものとする。

3 日本銀行は、前項の金地金の同項の規定による改定後の帳簿価額とその改定前の帳簿価額との差額の合計額に相当する金額を、指定日の属する月の翌月末日までに、国庫に納付するものとする。この場合においては、当該金額は、日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第三十九条に規定する剰余金に含まれないものとする。

ものとみなされる金額について準用する。

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和三十四年四月十八日法律第四百十三号)

へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

第九条第二項から第七項までを次のように改める。

6 改正前の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第一項の命令に基き政府に売り渡された金地金は、その命令があつた時における旧金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六条に規定する価格により売り渡されたものとみなし、この場合に生ずべき旧法第四条第二項に規定する差額に相当する日本銀行の益金相当額は、その売渡があつた時において、国庫に納付すべきものとしてこれに納付されたものとみなす。

7 第五項の規定は、前項の規定により国庫に納付された

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律(一四三)

一一九

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律（二四三）

一三〇

- 2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならぬ。
- 3 第一項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の際現に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、その指定の日から起算して二箇月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができ
- 4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他必要な事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第一項の許可を受けたものとみなす。
- 5 第五条から第七条までの規定は、第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規

- 定に基く政令で定める基準」とあるのは「第九条第二項の規定に基く政令で定める基準」と、第七条第一項中「第三条の許可」とあるのは「第九条第一項の許可」と読み替えるものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。
- 第十条第二号中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同条に次の一号を加える。
- 三 前条第一項の規定に違反した者
- 第十一条第二号中「第九条第六項」を「第九条第五項」に改め、同条第三号を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際、現に改正前のへい獣処理場等に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をして同条第一項各号に掲げる動物を飼養し、又は収容するための施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して二箇月間は、改正後のへい獣処理場等に関する

- る法律（以下「新法」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。
- 3 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、厚生省令の定めるところにより、その旨を当該施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、新法第九条第一項の許可を受けたものとみなす。
 - 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

軽機械の輸出の振興に関する法律

（昭和三十四年四月十八日
法律第百四十四号）

法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録（第三条―第二十三条）
- 第三章 輸出振興事業協会

軽機械の輸出の振興に関する法律（一四四）

- 第一節 総則（第二十四条―第三十条）
- 第二節 役員等（第三十一条―第四十五条）
- 第三節 業務（第四十六条―第五十六条）
- 第四節 監督（第五十七条―第五十八条）
- 第四章 雑則（第五十九条―第六十四条）
- 第五章 罰則（第六十五条―第七十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、輸出すべき軽機械及び軽機械部品について、輸出貿易の健全な発展に対して生じている著しい支障を除去するため、その製造業者の登録を行うことによりこれらの品質の向上を図るとともに、輸出振興事業協会を設立して軽機械の輸出の振興に関する業務を行わせ、もつて軽機械の輸出を振興し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「軽機械」とは、小型軽量の機械であつて、その製造業者の大部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五

号）第五条に規定する中小企業者をいう。）であり、主として他の者から購入した部品を組み立てることによつて製造され、かつ、その相当部分が輸出向に出荷されるものについて、別表で定めるものをいう。

2 この法律で「軽機械部品」とは、軽機械の主要部分を構成する部品であつて、政令で指定するものをいう。

第二章 登録

（登録）

第三条 軽機械又は軽機械部品の製造の事業を行おうとする者は、通商産業省令で定める区分に従い、その製造の用に供する事業場ごとに、通商産業大臣の登録を受けることができる。

（表示）

第四条 前条の規定により軽機械の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した軽機械であつて、次項の規定に基づく特別の表示が附された軽機械部品を使用したものに、その軽機械が登録を受けた軽機械の製造業者の製造したものであることを示す特別の表示を附することができる。この場合において、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該

指定の日から起算して三月間は、次項の規定に基づく特別の表示が附されたものであることを要しない。

2 前条の規定により軽機械部品の製造の事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業場で製造した軽機械部品に、その軽機械部品が登録を受けた軽機械部品の製造業者の製造したものであることを示す特別の表示を附することができる。

3 前二項の特別の表示に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

4 何人も、第一項又は第二項の規定に基いてする場合を除き、軽機械又は軽機械部品に、第一項若しくは第二項の特別の表示を附し、又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

（輸出の制限）

第五条 軽機械又は軽機械部品（軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。以下この項において同じ。）は、前条第一項又は第二項の表示が附されたものでなければ、輸出してはならない。ただし、一時的に出国する者が、本人の使用に供することを目的とする軽機械又は軽機械部品であつて必要と認められるものを携帯し

て輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この法律の施行後において指定された軽機械部品については、当該指定の日から起算して三月間は、適用しない。

（登録の申請）

第六条 第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事業場の名称及び所在地
 - 三 製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類及び月間最大製造量
 - 四 通商産業省令で定める製造又は検査のための設備の名称、性能及び数
 - 五 通商産業省令で定める技術者の資格及び数
 - 六 検査方法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件であつて通商産業省令で定めるもの
- 2 前項の申請書には、事業場の図面その他通商産業省令

軽機械の輸出の振興に関する法律（二四四）

で定める書類を添附しなければならない。

（登録の欠格条項）

第七条 次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

（登録の基準）

第八条 通商産業大臣は、登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 第六条第一項第四号の通商産業省令で定める製造又は検査のための設備が、通商産業省令で定める基準に適合していること。
- 二 第六条第一項第五号の通商産業省令で定める技術者が、通商産業省令で定める基準に適合していること。
- 三 第六条第一項第六号の通商産業省令で定める検査方

法、品質管理方法その他の品質保持に必要な技術的生産条件が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

（登録簿）

第九条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第六条第一項各号に掲げる事項
- 三 第十六条第一項の規定により第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨を命じたときは、その理由及び期間

（登録証の交付）

第十条 通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、申請者に登録証を交付する。

- 2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。
 - 一 登録の年月日及び登録番号
 - 二 氏名又は名称及び住所
 - 三 事業場の名称及び所在地
 - 四 製造しようとする軽機械又は軽機械部品の種類（承継）

第十三条 登録事業者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第十四条 登録事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失ったときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（登録の失効）

第十五条 登録事業者がその事業を廃止したときは、登録は、その効力を失う。

（登録の取消等）

第十六条 通商産業大臣は、登録事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その者の製造に係る軽機械若しくは軽機械部品に第四条第一項若しくは第二項の特別の表示を附してはならない旨を命ずることができる。

- 一 この法律又はこの法律に基く処分に違反したとき。
- 二 第七条第三号に該当するに至ったとき。
- 三 不正の手段によつて登録を受けたとき。
- 2 通商産業大臣は、登録事業者が第八条各号の一に該当

軽機械の輸出の振興に関する法律（一四四）

第十一条 第三条の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第七条各号の一に該当するときは、この限りでない。

（変更の届出等）

第十二条 登録事業者は、第六条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から二十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録事業者は、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前条の規定により登録事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

（廃止の届出）

しなくなつたと認めるときは、その登録事業者に対し、六月以内の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（登録の消除）

第十七条 通商産業大臣は、登録事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

（登録証の返納）

第十八条 登録事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から二十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

（登録の停止等）

第十九条 通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十六条又は第五十七条の規定により、軽機械の製造又は出荷の制限に関する命令をするに際し、又は命令をした後において、特に必要があると認めるときは、その命令の有効期間中に限り、第八条の規定にかかわらず、その命令に係る軽機械の製造の事業を行おうとする者について、第三条の登録を停止することができる。

2 通商産業大臣は、中小企業団体の組織に関する法律第五十八条の規定により、軽機械部品の製造設備の新設の

制限又は禁止の命令をした場合においては、第八条の規定にかかわらず、その命令に違反した申請については、第三条の登録をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により登録を停止するときは、その旨を告示しなければならない。

（登録の再開）

第二十条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により登録を停止した後において、その要件となつた事実が消滅したと認めるときは、登録を再開しなければならない。

納付しなければならない者

- 一 第三条の登録を受けようとする者
- 二 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者
- 三 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
- 四 登録簿の閲覧を請求しようとする者

金 額

- 一件につき 四千元
- 一件につき 二百円
- 一枚につき 二十円
- 一回につき 二十円

（省令への委任）

第二十三条 この章に定めるもののほか、登録の手續、登録簿の様式その他登録に関する手續的事項については、通商産業省令で定める。

第三章 輸出振興事業協会

第一節 総則

（目的）

第二十四条 輸出振興事業協会は、軽機械の輸出の振興に関する業務を行うことを目的とする。
（法人格）

第二十五条 輸出振興事業協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（種類）

第二十六条 協会は、別表に掲げる軽機械ごとに一を限り、設立されるものとする。

（名称）

第二十七条 協会は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に、輸出振興事業協会という文字を用いてはならない。

（登記）

第二十八条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（定款）

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

軽機械の輸出の振興に関する法律（一四四）

2 前条第三項の規定は、前項の規定により登録を再開するときに準用する。

（登録簿の謄本等）

第二十一条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（手数料）

第二十二条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納めなければならない。

二 名称

- 三 事務所所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 総代会に関する事項
- 六 評議員会に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（民法の準用）

第三十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会に準用する。

第二節 役員等

（役員）

第三十一条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して

協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十二条 会長及び監事は、総代会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、総代会の同意を得て、会長が任命する。

3 役員は、二年とする。

4 役員は、再任されることができる。

（総代会）

第三十三条 協会に、総代会を置く。

2 総代会は、十人以上二十人以上以内において定款で定める数の総代をもつて組織する。

3 総代会に議長を置き、総代がこれを互選する。

4 議長は、総代会の会務を総理する。

5 総代会は、あらかじめ総代のうちから、議長に事故がある場合にその職務を代行する者を定めておかなければならない。

（総代）

第三十四条 総代は、定款で定めるところにより、協会の業務に係る軽機械の登録事業者が当該登録事業者のうち

から選挙する。

2 総代の選挙は、無記名投票によつて行う。

3 投票は、登録事業者一人につき一票とする。

4 総代の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

（総代会の権限）

第三十五条 次の事項は、総代会の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 負担金の額及び徴収の方法

三 会計の処理に関する規則の設定及び変更

四 収支予算及び決算

五 第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に係る事業計画の作成及び変更

（総代会の議事）

第三十六条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 総代会の議事は、出席した総代の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

（評議員会）

第三十七条 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員十五人以上をもつて組織する。

5 評議員は、協会の業務に係る軽機械に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の承認を受けて、会長が任命する。

6 評議員の任期は、一年とする。

7 評議員は、再任されることができる。

（報酬）

第三十八条 総代及び評議員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（役員等の欠格条項）

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。

一 国務大臣若しくは国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは地方公共団体の長

軽機械の輸出の振興に関する法律（一四四）

二 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員等の解任）

第四十条 通商産業大臣は、会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事又は評議員が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第四十一条 通商産業大臣は、会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長の承認を得て、これを解任することができる。

2 会長は、理事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事若しくは評議員たるに適しない非行があると認めるときは、理事にあつては総代会の同意、評議員にあつては通商産業大臣の承認を得て、これを解任することができる。

（役員等の兼職禁止）

第四十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第四十三条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合は、監事が協会を代表する。

（代理人の選任）

第四十四条 会長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員等の秘密保持義務）

第四十五条 協会の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節 業務

（業務の範囲）

第四十六条 協会は、第二十四条の目的を達成するため、

次の業務を行う。

- 一 輕機械に関する海外市場の調査をし、及びその成果を普及すること。
- 二 海外市場において輕機械の紹介、宣伝及びアフターサービスを行うこと。
- 三 輕機械の品質の改善に関する調査、試験研究及び指導を行うこと。
- 四 前各号の業務に附帯する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、第二十四条の目的を達成するため必要な業務

2 協会は、前項第五号の業務を行おうとするときは、総代会の議決を経て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 協会は、第一項第一号（成果の普及を除く。）及び第二号に掲げる業務の実施については、日本貿易振興会に委託してするものとする。

（事業年度）

第四十七条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
（事業計画等）

第四十八条

協会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（負担金）

第四十九条 協会は、第四十六条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に必要な費用に充てるため、協会の業務に係る輕機械の登録事業者から、輸出向に出荷される輕機械について、定款で定めるところにより、負担金を徴収することができる。

2 前項の負担金の額及び徴収の方法は、協会が、毎事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けて定める。この場合において、負担金の額は、輸出向に出荷される輕機械一台につきその種類ごとに政令で定める金額をこえてはならない。

3 協会は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、負担金の額及び徴収の方法を公告しなければならない。
（資金の借入）

第五十条 協会は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

輕機械の輸出の振興に関する法律（二四四）

（準備金）

第五十一条 協会は、定款で定めるところにより、第四十九条第一項の規定により徴収した金額の一部を準備金として積み立てることができる。

（財務諸表）

第五十二条 協会は、毎事業年度経過後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表について通商産業大臣の承認を受けようとするときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（事業報告書）

第五十三条 協会は、毎事業年度経過後二月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（書類の送付）

第五十四条 協会は、第四十八条又は第五十二条第一項の

認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画及び収支予算に関する書類又は財務諸表を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

2 協会は、前条の規定により事業報告書を作成したときは、当該事業報告書を協会の業務に係る軽機械の登録事業者に送付しなければならない。

（資料の提出の請求）

第五十五条 協会は、第四十九条第一項の規定により負担金を徴収するため必要があると認めるときは、協会の業務に係る軽機械の登録事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

（検査の請求）

第五十六条 協会の業務に係る軽機械の登録事業者は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その協会の業務が法令又は定款若しくは会計の処理に関する規則に違反する疑があることを理由として、通商産業大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、通商産業大臣は、その協会の業務の状況を検査しなければならない。

第四節 監督

（監督）

第五十七条 協会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十八条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、協会に対し、その業務に関する報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則

（中小企業安定審議会への諮問）

第五十九条 通商産業大臣は、第十九条第一項の規定により第三条の登録を停止しようとするときは、中小企業安

定審議会に諮問しなければならない。

（報告及び検査）

第六十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録事業者の事業場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第五十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

（異議の申立）

第六十一条 第三条又は第十六条の規定による通商産業大臣の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

第六十二条 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を

軽機械の輸出の振興に関する法律（一四四）

示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六十三条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行った後、文書をもつて決定し、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

（解散）

第六十四条 協会の解散については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、協会の残余財産は、第四十九条第一項の規定により負担金を納付した軽機械の登録事業者に対し、その納付した負担金の限度において、その納付した額に応じて分配するものとする。

第五章 罰則

第六十五条 協会の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、その協会の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のためにその協会の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場

合は、同法による。

第六十六条 協会の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はこれを要求若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十八条 第五条第一項の規定に違反して軽機械又は軽機械部品（軽機械の未完成品に使用されている軽機械部品を含む。）を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲

役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定による第四条第一項又は第二項の特別の表示を附してはならない旨の命令に違反した者

第七十条 第四十五条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を洩らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第六十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十二条 第二十七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関

し、第六十八条、第六十九条、第七十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第七十四条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第四十六条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第七十五条 第十二条第一項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃止）

第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するも

軽機械の輸出の振興に関する法律（一四四）

のとする。

（輸出の制限についての経過規定）

第三条 第五条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して四月間は、適用しない。

（協会の設立）

第四条 協会を設立するには、この法律の施行の日から起算して二月を経過した日の後において、別表に掲げる軽機械ごとに当該軽機械の登録事業者十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の発起人が同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基準となるべき事項、発起人が推薦しようとする会長又は監事となるべき者の氏名その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該申請の日における当該軽機械の登録事業者の三分の一以上の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第五条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して四月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はそ

の期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により前条第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

第六条 通商産業大臣は、附則第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第七条 発起人は、前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第八条 附則第六条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

らない。

第九条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。(経過規定)

第十条 第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に輸出振興事業協会の文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第十一条 附則第六条第二項の規定により会長又は監事に任命されたものとされた会長又は監事の任期は、第三十条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

第十二条 協会の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第十三条 協会の最初の事業年度については、第四十八条及び第四十九条第二項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。(登録税法の一部改正)

第十四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「輸

出振興事業協会」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「輕機械の輸出の振興に関する法律」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合」を「輸出振興事業協会、塩業組合」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「輸出入組合」の下に「並びに輸出振興事業協会」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二 輕機械又は輕機械部品の製造業者を登録すること。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

消費生活協同組合法の一部を改正する法律(一四五)

第十八条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 輸出振興事業協会

別表

一 家庭用ミシン(頭部のみものを含む。)

二 双眼鏡

消費生活協同組合法の一部を改正する法律

(昭和三十四年四月十八日法律 第四百十五号)

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(共済事業規約)

第二十六条の三 組合は、第十条第一項第四号の事業のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生

に關し、共済金を交付する事業（以下「共済事業」といふ。）を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に關する事項を定めなければならない。

第四十三條第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十六條の三に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、共済契約者一人につき共済金額の総額が五万円をこえないことを定める規約の設定、変更（変更の前後を通じ当該規約がこの要件に該当するものに限る。）又は廃止については、この限りでない。

第五十條の次に次の一條を加える。

（責任準備金）

第五十條の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

第五十三條の二中「前三條」を「前四條」に改める。

第九十七條第一項中「又は特別市」及び「又は特別市の

市長」を削り、同條第二項中「又は特別市の市長」を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際現に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が行つてゐる共済事業に關しては、この法律の施行の日から起算して一年間は、この法律による改正後の第二十六條の三の規定を適用しない。

農林漁業基本問題調査会設置法

（昭和三十四年四月二十日）
法律 第四百四十六号

（設置）

第一條 総理府に、附屬機關として、農林漁業基本問題調査会（以下「調査会」といふ。）を置く。

（所掌事務）

第二條 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に關する基本問題を調査審議する。

2 調査会は、前項の諮問に關連する事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。

（組織）

第三條 調査会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長）

第四條 調査会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委

農林漁業基本問題調査会設置法 (一四六)

員が、その職務を代理する。

（専門調査員）

第五條 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員三十人以内を置くことができる。

2 専門調査員は、關係行政機關の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

（幹事）

第六條 調査会に、幹事十五人以内を置く。

2 幹事は、關係行政機關の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第七條 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが

できる。

（庶務）

第八条 調査会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

（委任規定）

第九条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中産業災害防止対策審議会の項の次に次のように加える。

農林漁業基本問題調査会	農林漁業基本問題調査会設置法（昭和三十四年法律第四百四十六号）の規定によりその権限に属せしられた事項を行うこと。
-------------	----------------------------------------------------------

3 この法律は、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

国税徴収法

（昭和三十四年四月二十日法律第四百十七号）

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 国税と他の債権との調整
 - 第一節 一般的優先の原則（第八条―第十一条）
 - 第二節 国税及び地方税の調整（第十二条―第十四条）
 - 第三節 国税と被担保債権との調整（第十五条―第二十二條）
 - 第四節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整（第二十三条―第二十五条）
 - 第五節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整（第二十六条）
- 第三章 納税義務
 - 第一節 納税義務の承継（第二十七条―第二十九条）

- 第二章 連帯納税義務（第三十条・第三十一条）
- 第三節 第二次納税義務（第三十二条―第三十九条）
- 第四節 人格のない社団等の納税義務（第四十条・第四十一条）
- 第四章 納税の請求
 - 第一節 納税の告知（第四十二条―第四十四条）
 - 第二節 督促（第四十五条・第四十六条）
- 第五章 滞納処分
 - 第一節 財産の差押
 - 第一款 通則（第四十七条―第五十五条）
 - 第二款 動産又は有価証券の差押（第五十六条―第六十一条）
 - 第三款 債権の差押（第六十二条―第六十七条）
 - 第四款 不動産等の差押（第六十八条―第七十一条）
 - 第五款 無体財産権等の差押（第七十二条―第七十四条）
 - 第六款 差押禁止財産（第七十五条―第七十八条）
 - 第七款 差押の解除（第七十九条―第八十一条）
- 第二節 交付要求（第八十二条―第八十八条）

- 第三節 財産の換価
 - 第一款 通則（第八十九条―第九十三条）
 - 第二款 公売（第九十四条―第九八条）
 - 第三款 随意契約による売却（第九九条・第一百条）
 - 第四款 売却決定（第一百一条―第一百十四条）
 - 第五款 代金納付及び権利移転（第一百五條―第一百二十七条）
- 第四節 換価代金等の配当（第二百二十八条―第三百零五条）
- 第五節 滞納処分費（第三百三十六条―第三百三十八条）
- 第六節 雑則
 - 第一款 滞納処分の効力（第三百三十九条・第三百四十一条）
 - 第二款 財産の調査（第三百四十一条―第三百四十七条）
- 第六章 納税の猶予及び担保
 - 第一節 徴収猶予（第四百八条―第四百五十二条）
 - 第二節 滞納処分の停止（第四百五十三条・第四百五十四条）

国税徴収法（二四七）

第三節 納税の猶予に伴う利子税額等の減免（第一百五十五条）

第四節 納税の猶予に伴う担保（第一百五十六条・第五十七條）

第五節 保全担保及び保全差押（第一百五十八条・第五十九條）

第六節 担保の処分（第一百六十條）

第七章 還付（第六十一条―第六十五条）

第八章 再調査、審査及び訴訟（第六十六条―第七十三條）

第九章 雑則（第七十四条―第八十六条）

第十章 罰則（第八十七条―第八十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国税の賦課、徴収及び還付に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。
（定義）

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都、特別区及び全部事務組合のこれに相当する徴収金を含む。）をいう。

三 附帯税額 利子税額、延滞加算税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、軽加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額をいう。

四 内国消費税 酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税及びトランプ類税（これらの税に係る延滞加算税額及び滞納処分費を含む。）をいう。

五 公課 滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税及び地方税以外のものをいう。

六 納税者 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の国税に関する法律の規定に基いて国税（その滞納処分費を含む。）第四十二条（納税の告知）、第四十五条（督促）及び第四十六条（延滞加算税額）を除く。

七 第二次納税義務者 第三十三条から第三十九条まで（無限責任社員等の第二次納税義務）又は第四十一条第二項若しくは第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納税者の国税を納付する義務を負う者をいう。

八 保証人 第五十六条第一項第六号（保証人）又は酒税法（昭和二十八年法律第六号）その他の国税に関する法律の規定により、納税者の国税の納付について保証をした者をいう。

九 滞納者 納税者でその納付すべき国税をその納付の期限までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 所得税法その他の国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定（内国消費税又は入場税に係るものを除く。）、延納、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。）をいい、附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税の当該期限をいう。

国税徴収法（二四七）

十一 徴収職員 税務署長又は国税の徴収に関する事務につきその委任を受けた職員をいう。

十二 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び被産手続をいう。

十三 執行機関 滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下「行政機関等」という。）、裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。
（他の国税に関する法律との関係）

第三条 この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定があるものは、その定めるところによる。

（期間の計算及び期限の特例）

第四条 国税に関する法律に定める期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百三十九条から第四百三十三条まで（期間）に定めるところによる。

2 国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（前項の規定の適用がある期限その他政令で定める期限を除く。）が民法第四百二十二条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日

をその期限とみなす。

（書類の送達）

第五条 国税の賦課、徴収、還付又は再調査若しくは審査に関する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、納税管理人があるときは、国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所又は居所に送達する。

2 交付送達は、税務署所属の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

- 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出合わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。

日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（納税管理人）

第七条 納税者は、納税地に住所及び居所を有しないときは、納税に関する事項を処理させるため、納税地に住所又は居所を有する者その他その納税につき便宜を有する者のうちから納税管理人を定めることができる。

2 納税者は、この法律の施行地に住所及び居所を有せず、又は有しないこととなるときは、前項の納税管理人を定めなければならない。

3 納税者は、前二項の規定により納税管理人を定めたとときは、その納税地を所轄する税務署長に申告しなければならない。その納税管理人を変更したときも、また同様とする。

第二章 国税と他の債権との調整

第一節 一般的優先の原則

（国税優先の原則）

第八条 国税は、納税者の総財産について、この章の別段の定がある場合を除き、すべての公課その他の債権に先だつて徴収する。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所でない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4 通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を送達した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 税務署長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第六条 税務署長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であり、又はこの法律の施行地でない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、税務署長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその税務署の揭示場に揭示して行う。

3 前項の場合において、揭示を始めた日から起算して七

（強制換価手続の費用の優先）

第九条 納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その手続により配当すべき金銭（以下この章において「換価代金」という。）につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）

第十条 納税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次条、第十四条から第十七条まで（担保を徴した国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価の場合の内国消費税の優先）

第十一条 第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定により徴収する国税は、次条から第十七条まで（差押着手による国税の優先等）及び第十九条から第二十一条まで（先取特権等の優先）の規定にかかわらず、その徴収の基因となつた移出又は販売に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先だ

つて徴収する。

第二節 国税及び地方税の調整

（差押先着手による国税の優先）

第十二条 納税者の財産につき国税の滞納処分による差押をした場合において、他の国税又は地方税の交付要求があつたときは、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先だつて徴収する。

2 納税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押に係る国税又は地方税（第九条（強制換価手続の費用の優先）の規定の適用を受ける費用を除く。）に次いで徴収する。

（交付要求先着手による国税の優先）

第十三条 納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にさ

れた交付要求に係る国税又は地方税に次いで徴収する。

（担保を徴した国税の優先）

第十四条 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先だつて徴収する。

第三節 国税と被担保債権との調整

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十五条 納税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限（次の各号に掲げる国税については、当該各号に掲げる日とし、当該国税に係る附帯税額及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に掲げる日とする。以下「法定納期限等」という。）以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税
その納税告知書を発した日（所得税、法人税、相続税、贈与税又は再評価税で申告により確定したものである）については、その申告があつた日とし、所得税の予定申告に係る更正又は決定により確定したものであるものにつ

は、その通知書を発した日とする。）

二 法定納期限前に第四十三条第三項（繰上徴収）の規定により告知がされた国税 その告知により指定された納期限

三 所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定により第二期において納付すべき所得税 第一期において納付すべき所得税の納期限（第一期において納付すべき所得税の額をこえる部分の所得税については、予定納税及び予定申告に係る更正若しくは決定の通知書を発した日又は予定納税額修正申告書の提出があつた日）

四 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十五条第五項（申告書の提出期限前の決定）の規定による決定により確定した相続税 その納税告知書を発した日

五 再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するものうち最初の納期後の納期において納付する再評価税 その再評価税の最初の納期限

六 第二十四条第二項（譲渡担保権者の物的納税責任）又は第百五十九条第三項（保全差押の金額の通知）の

規定により告知し、又は通知した金額の国税 これら

七 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）の固有の財産から徴収する被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税（相続のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限り。）その相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた日

八 合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税（合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限り。）その合併のあつた日

九 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税 第三十二条第一項（第二次納税義務者に対する納付通知）（第百六十条第四項（保証人からの徴収））において準用する場合を含む。）の納付通知書を発した日
2 前項の規定は、登記（登録を含む。以下同じ。）をすることができず質権以外の質権については、その質権者

が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしななければならない。

- 一 公正証書
- 二 登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書
- 三 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第六十三条（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書
- 3 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五条（確定日附がある証書）の規定により確定日附があるものとされた日に設定されたものとみなす。
- 4 第一項の質権を有する者は、第二項の証明をしなかつたため国税におくれる金額の範囲内においては、第一項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。
（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）

税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2 質権又は抵当権により担保される債権額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

- 第十九条** 次に掲げる先取特権が納税者の財産上にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。
- 一 不動産保存の先取特権
 - 二 不動産工事の先取特権
 - 三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八十条（救助者の先取特権）若しくは第八四十二条（船舶債権者の先取特権）又は国際海上物品運送法（昭和三十三年法律第七十二号）第十九条（船舶先取特権）の先取特権
 - 四 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、
国税徴収法（一四七）

第十六条 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）

第十七条 納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担当される債権に次いで徴収する。

2 前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）

第十八条 前三条の規定に基き国税に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その国

強制換価手続において、その執行機関に対しその先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。
（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）

先

第二十条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- 一 不動産賃貸の先取特権その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位に關する特別の先取特権（前条第一項第三号及び第四号に掲げる先取特権を除く。）
- 二 不動産売買の先取特権
- 三 借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条（土地所有者等の先取特権）、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第八条（賃貸人等の先取特権）又は接収不動産に關する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三十八号）第七条（賃貸人等の先取特権）に規定する先取特権

四 登記をした一般の先取特権

2 前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

（留置権の優先）

第二十一条 留置権が納税者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に先だつて配当するものとする。

2 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。

（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収）

第二十二條 納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められるときに限り、その国税は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に

係る財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

3 税務署長は、第一項の規定により国税を徴収するたため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4 税務署長は、第一項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならぬ。

5 税務署長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要

求をすることができる。

第四節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

（担保の目的でされた仮登記と国税）

第二十三條 納税者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、債務不履行を停止条件とする代物弁済の予約に基づく権利移転の請求権の保全のための仮登記（仮登録を含む。以下同じ。）その他これに類する担保の目的でされたる仮登記（質権、抵当権又は先取特権についてされたもの及び国税の法定納期限等以前にされたものを除く。以下「担保の目的でされたる仮登記」という。）がある財産を差し押えた場合には、その処分後にその仮登記に基づく本登記（本登録を含む。以下同じ。）がされたときにおいても、その滞納処分による差押の効力は、失われぬ。

2 税務署長は、前項の差押をしたときは、その旨を仮登記の権利者に通知しなければならない。

3 前項の通知に係る差押につき再調査の請求若しくは審査の請求又は訴の提起があつたときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができな

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第二十四條 納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつてゐるもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。

3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第三十二条第三項から第

六項まで（第二次納税義務の通則）の規定を準用する。
 4 譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第二項の告知及び通知をしなければならない。

5 第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受ける差押をした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 第一項の規定は、国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつてゐる事実を、その財産の売却決定の前日まで、証明した場合には、適用しない。この場合において

は、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

7 第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第二十五条 買戻の特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下この条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

2 前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者の国税の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

第五節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整

（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）

第二十六条 強制換価手続において国税が他の国税、地方

税又は公課（以下この条において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下この条において「私債権」という。）と競合する場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立ち、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税に先立ち、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税に先立ち、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一 第九条（強制換価手続の費用の優先）又は第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十一条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）（第七十条第四項（自動車等）についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二 国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（地方税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三 前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。

四 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第三章 納税義務

第一節 納税義務の承継

（相続による納税義務の承継）

第二十七条 相続があつた場合には、その相続人又は民法

第九百五十一条（相続財産法人）の法人は、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付すべき国税（以下「被相続人の国税」という。）を納付しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同項の規定により被相続人の国税を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあん分して計算した額を納付しなければならない。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付すべき国税の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付すべき国税を納付する責に任ずる。

（相続人からの徴収の手続）

第二十八条 納税者につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の国税の賦課、徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定する

第二節 連帯納税義務

（連帯納税義務の通則）

第三十条 国税の連帯納付義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

（共有物等に係る連帯納税義務）

第三十一条 共有物、共同事業又はこれらにより生じた財産に係る国税は、その納税者が連帯納付の義務を負う。

第三節 第二次納税義務

（第二次納税義務の通則）

第三十二条 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。

2 第二次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用す

国税徴収法（二四七）

ことができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を税務署長に届け出なければならない。

2 税務署長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課、徴収又は還付に関する処分が書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（法人の合併による承継）

第二十九条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、被合併法人に課されるべき、又は被合併法人が納付すべき国税を納付しなければならない。

第四十三条（繰上徴収）の規定により徴収する場合を除き、その期限後二十日以内に納付催告書を発して督促しなければならない。

3 第四十三条の規定は、第一項の場合について準用する。

4 第二次納税義務者の財産の換価は、第一項の納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5 第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき再調査の請求若しくは審査の請求をし、又は訴を提起したときは、その請求又は訴訟の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

6 この節の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対してする求償権の行使を妨げない。

（無限責任社員の第二次納税義務）

第三十三条 合名会社又は合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納

に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）

第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）

第三十五条 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項（同族会社の定義）に規定する会社に該当する会社（以下「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出

資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産

（当該会社の株式又は出資を除く。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限の一年前までに取得したものを除く。）の価額の限度において、当該会社は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 その株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 その株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。
（実質課税額等の第二次納税義務）

第三十六条

滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産（以下「次納税義務」において「取得財産」という。）を含む。）、第二号に掲げる者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 所得税法第三条の二（実質課税の原則）若しくは第四十六条（営業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第七条の三（実質課税の原則）の規定により課された国税 その国税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二 所得税法第六十七条（同族会社等の行為又は計算の否認）、法人税法第三十一条の三（同族会社等の行為又は計算の否認）又は相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）の規定により課された国税 これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受け

たものとされる者

（共同的な事業者の第二次納税義務）

第三十七条 次の各号に掲げる者が納税者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納税者の所得となつている場合において、その納税者がその供されている事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 納税者が個人である場合 その者と生計を一にする配偶者その他の親族でその納税者の経営する事業から所得を受けているもの

二 納税者がその事実のあつた時の現況において同族会社である場合 その判定の基礎となつた株主又は社員（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第三十八条 納税者がその親族その他納税者と特殊な関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの（以下「親族その他の特殊関係者」という。）に事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は

類似の事業を営んでいる場合において、その納税者が当該事業に係る国税を滞納し、その国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産（取得財産を含む。）を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受

けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

第四節 人格のない社団等の納税義務

第四十条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）

第四十一条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合（第二十九条（法人の合併による承継）の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等の納付すべき国税（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時ににおける人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税）を納付する義務を負う。

2 人格のない社団等が国税を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつて居るため、その者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞

り、その納付すべき金額、納期限及び納付場所を指定し、その納税の告知をしなければならない。

（繰上徴収）

第四十三条 税務署長は、次の各号の一に該当するときは、既に納税義務の確定した国税でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限る、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができるとする。

- 一 納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。
 - 二 納税者が限定承認をしたとき。
 - 三 法人である納税者が解散したとき。
 - 四 納税者が納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。
 - 五 納税者が不正に国税の賦課若しくは徴収を免かれ、若しくは免かれようとし、又は国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。
- 2** 前項に規定する既に納税義務の確定した国税とは、次に掲げるものとする。
- 一 納税の告知をした国税

納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

3 滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第三十四条（清算人等の第二次納税義務）の規定の適用がある場合を除く。）において、当該社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第四章 納税の請求

第一節 納税の告知

（納税の告知）

第四十二条 国税を徴収しようとするときは、税務署長は、納税者（第二次納税義務者及び保証人を除く。以下この節において同じ。）に対し、政令で定めるところによ

二 申告又は更正若しくは決定の通知に係る所得税（予定納税額の通知に係る所得税を含む）、法人税、相続税、贈与税及び再評価税

三 製造場から移出された内国消費税の課される物品（物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条（課税物件）に規定する第一種の物品を除く。）又は販売された当該第一種の物品に対する内国消費税

四 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第二条第一項（定義）に規定する興行場等への入場につき徴収した入場料金に対する入場税

3 税務署長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者に告知しなければならない。この場合において、既に納税の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（強制換価の場合の内国消費税の徴収）

第四十四条 内国消費税の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、酒税法その他の内国消費税に関する法律の規定によりその移出（前条第二項第三号に規定する第一種の物品については、販売）があつたとみなされるときは、その売却代金のうちからその内国

消費税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により内国消費税を徴収するときは、あらかじめ執行機関及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、第一項の換価がなされたときは、その執行機関に対する通知は交付要求として、その納税者に対する通知は納税の告知としてそれぞれされたものとみなす。

第二節 督促

（督促）

第四十五条 国税（延滞加算税額を除く。）がその納期限までに完納されないときは、税務署長は、次に掲げる場合を除き、その納期限後二十日以内に督促状を発しなければならない。

一 第四十三条（繰上徴収）の規定により国税を徴収する場合

二 所得税法第六十九条第三項（脱税額の即時徴収）その他の国税に関する法律の規定により、偽りその他不正の行為により免かれ、若しくは免がれようとし、又

は還付を受けた国税その他の国税を直ちに徴収する場合は

2 前項の規定により督促する場合において、その督促に係る国税の利子税額があるときは、その利子税額につき、あわせて督促しなければならない。

（延滞加算税額）

第四十六条 督促状を発した場合において、その発した日から起算して十日を経過した日までに国税が完納されな

いときは、その日の翌日からその国税を納付する日までの日数に應じ、その滞納税額（附帯税額を除く。以下この条において同じ。）百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞加算税額をその滞納税額の属する税目の国税として滞納税額に加算して徴収する。

2 前項の場合において、滞納税額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

3 第一項の延滞加算税額は、督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した金額をこえることができない。

4 第一項の規定は、延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額が千円未満であるときは適用せず、また、その滞納税額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその滞納税額とする。

5 第一項から前項まで又は次項の規定により計算した延滞加算税額の金額が三百円未満であるときは、延滞加算税額は、徴収しない。

6 第一項の延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額（滞納税額の一部の納付があつたときは、その納付前における滞納税額の全額）が十万円未満であるときは、同項の延滞加算税額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、その延滞加算税額の計算の基礎となる滞納税額及び期間に應じ政令で定める簡易延滞加算税額表に掲げる金額による。

7 前項の簡易延滞加算税額表に掲げる金額は、第一項から第五項までの規定により計算した延滞加算税額の範囲内で定める。

8 第一項の延滞加算税額を徴収すべき場合において、滞納者の納付した国税が督促状を発した日から起算して十

日を経過した日における滞納税額に達するまでは、その納付した国税は、まずその滞納税額に充てられたものとする。

9 第五十五条（利子税額等の減免）の規定の適用がある場合のほか、公示送達の方法により督促をした場合又は国税を滞納したことについて税務署長がやむを得ない理由があると認める場合には、第一項の延滞加算税額の全部又は一部を免除することができる。

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押

第一款 通則

（差押の要件）

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る国税（延滞加算税額を含む。）を完納しないとき。
- 二 第四十五条第一項各号（督促状の発付を要しない場合）に掲げる場合において、納税者が納税の告知の期

限までその国税を完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは「納付催告書」と、「納税の告知」とあるのは「納付通知書による告知」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。

2 差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない。

（差押財産の選択に当たつての第三者の権利の尊重）

第四十九条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押えるに当たつては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産に

つき第三者が有する権利を書さないように努めなければならない。

（第三者の権利の目的となつてゐる財産の差押換）

第五十条 質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、質借権その他第三者の権利（これらの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつてゐる財産が差し押えられた場合には、その第三者は、税務署長に対し、滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつてゐないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその第三者に通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者の権利の目的となつてゐるものであるときを除き、これを差し押え、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつてゐる財産を換価することができない。

4 税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押え、かつ、換価に付さないときは、第一項に規定する第三者の権利の目的となつてゐる財産の差押を解除しなければならない。ただし、第三十二条第四項又は第五項（第二次納税義務者の財産の換価の制限）その他の国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするもの適用があるときは、この限りでない。

5 第二項又は前項の差押は、第四百九条第一項（徴収猶予の効果）その他の法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができないこととするものにかかわらず、

することができる。

（相続があつた場合の差押）

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならぬ。

2 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができる。

3 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならぬものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。この場合においては、前条第五項の規定を準用する。
（果実に対する差押の効力）

第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞

納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに収取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。

2 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。

（保険に付されている財産に対する差押の効力）

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の二第一項第一号（火災共済協同組合の火災共済事業）に規定する共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつているときは、その差押の効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押えた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押をもつてこれらの者に対抗することができない。

2 徴収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権、質権又は抵当権の目的

となつていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四十四条第一項ただし書（先取特権の物上代位）その他これらの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

（差押調書）

第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押えたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

一 動産（第七十条（船舶又は航空機の差押）又は第七十一条（自動車又は建設機械の差押）の規定の適用を受ける財産及び無記名債権を除く。以下同じ。）又は有価証券

二 債権（電話加入権、賃借権その他取り立てることができる債権を除く。以下この章において同じ。）

三 第七十三条（電話加入権等の差押）の規定の適用を受ける財産

（質権者等に対する差押の通知）

国税徴収法（一四七）

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押えたときは、

税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知れている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利の目的となつている財産、これらの権利を有する者

二 仮登記がある財産、仮登記の権利者

三 仮差押又は仮処分がされている財産、仮差押又は仮処分をした執行裁判所、執行吏又は強制管理人

第二款 動産又は有価証券の差押

（差押の手續及び効力発生時期等）

第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行ふ。

2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

（有価証券に係る債権の取立）

第五十七条 有価証券を差し押えたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をすることができる。

2 徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

（第三者が占有する動産等の差押手続）

第五十八条 滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

2 前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り、税務署長は、同項の第三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができる。この場合において、その命令をした税務署長は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

その動産を差し押えた日から三月を経過した日より遅いときは、その日まで）は、その第三者にその使用又は収益をさせなければならない。

3 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が賃貸借契約に基きこれを占有している場合において、第一項前段の規定によりその契約を解除し、かつ、前条第二項の命令があつた時前にその後の期間分の借賃を支払つているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で同条第三項の規定による差押の日後の期間に係るもの（その金額が三月分に相当する金額をこえるときは、当該金額）の配当を請求することができる。この場合において、その請求があつた金額は、第八条（国税優先の原則）の規定にかかわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

4 前三項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒まなかつた同項に規定する第三者について準用する。
（差し押えた動産等の保管）

3 前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徴収職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受けた第三者が指定された期限までに徴収職員にその引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定にかかわらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）

第五十九条 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が、滞納者との契約による賃借権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする権利に基きその命令に係る動産を占有している場合において、その引渡をすることにより占有の目的を達することができなくなるときは、その第三者は、その占有の基礎となつている契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

2 徴収職員は、前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者の請求がある場合には、その第三者が前項前段の規定により契約を解除したときを除き、その動産の占有の基礎となつている契約の期間内（その期限が

第六十条 徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができる。ただし、その第三者に保管させる場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

2 前項の規定により滞納者又は第三者に保管させたときは、第五十六条第二項（動産等の差押の効力発生時期）の規定にかかわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

（差し押えた動産の使用収益）

第六十一条 徴収職員は、前条第一項の規定により滞納者に差し押えた財産を保管させる場合において、国税の徴収上支障がないと認めるときは、その使用又は収益を許可することができる。

2 前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管させる場合にについて準用する。

第三款 債権の差押

（差押の手続及び効力発生時期）

第六十二条 債権の差押は、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行ふ。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立その他の処分を禁止しなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を関係機関に囑託しなければならない。

（差し押える債権の範囲）

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

（抵当権等により担保される債権の差押）

第六十四条 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に囑託することができる。この場合において、その囑託をし

た税務署長は、その抵当権若しくは質権の設定者又は先取特権がある財産の権利者（第三債務者を除く。）に差し押えた旨を通知しなければならない。

（債権証書の取上げ）

第六十五条 徴収職員は、債権の差押のため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。この場合においては、第五十六条第一項（動産等の差押手続）及び第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）の規定を準用する。

（継続的な収入に対する差押の効力）

第六十六条 給料、年金その他これらに類する債権で継続的に収入することができるものの差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

（差し押えた債権の取立）

第六十七条 徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる。

2 徴収職員は、前項の規定により取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押えなければならない。

3 徴収職員が第一項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

4 第五百七十七条第一項から第三項まで（納付委託）の規定は、第一項の取立をする場合において、第三債務者が徴収職員に対し、その債権の弁済の委託をしようとするときに準用する。ただし、その証券の取り立てるべき期限が差し押えた債権の弁済期後となるときは、第三債務者は、滞納者の承認を受けなければならない。

第四款 不動産等の差押

（不動産の差押の手続及び効力発生時期）

第六十八条 不動産（地上権その他不動産を目的とする物権（所有権を除く。）、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道財団及び運河財団を含む。以下同じ。）の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行ふ。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記

を関係機関に囑託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

5 鉱業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押の登録がされた時に生ずる。

（差押不動産の使用収益）

第六十九条 滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる。

2 前項の規定は、差し押えられた不動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者について準用する。

（船舶又は航空機の差押）

第七十条 登記される船舶（以下「船舶」という。）又は航空機（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機（以下「航空機」という。）の差押については、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押の手続及び効力発生時期）の

規定を準用する。

2 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、発航の準備が終つた船舶又は航空機については、この限りでない。

3 税務署長は、滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができる。

4 前項の処分が差押書の送達前にされた場合には、第一項において準用する第六十八條第二項の規定にかかわらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。

5 税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押えた場合又は第二項の規定により船舶若しくは航空機を停泊させた場合において、営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、航行を許可することができる。

（自動車又は建設機械の差押）

第七十一條 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十八号）の規定により登録を受けた自動車（以下「自動

車」という。）又は建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（以下「建設機械」という。）の差押については、第六十八條第一項から第四項まで（不動産の差押の手續及び効力発生時期）の規定を準用する。

6 徴収職員は、第三項又は前項の規定により占有し、又は保管させた自動車又は建設機械につき営業上の必要その他相当の理由があるときは、滞納者並びにこれらにつき交付要求をした者及び抵当権その他の権利を有する者の申立により、その運行又は使用を許可することができる。

第五款 無体財産権等の差押

（特許権等の差押の手續及び効力発生時期）

第七十二條 前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）のうち特許権、著作権その他第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）がない財産の差押は、滞納者に対する差押書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。

3 税務署長は、無体財産権等とその権利の移転につき登記を要するものを差し押えたときは、差押の登記を關係

車」という。）又は建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の規定により登記を受けた建設機械（以下「建設機械」という。）の差押については、第六十八條第一項から第四項まで（不動産の差押の手續及び効力発生時期）の規定を準用する。

2 前条第三項及び第四項の規定は、自動車又は建設機械の差押について準用する。

3 税務署長は、自動車又は建設機械を差し押えた場合には、滞納者に対し、これらの引渡を命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。

4 第五十六條第一項（動産等の差押手續）、第五十八條（第三者が占有する動産等の差押手續）及び第五十九條（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）の規定は、前項の規定により徴収職員に自動車又は建設機械を占有させる場合について準用する。

5 徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車又は建設機械を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができる。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車又は建設機械が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、ま

機関に囑託しなければならない。

4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第一項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。

（電話加入権等の差押の手續及び効力発生時期）

第七十三條 無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産の差押は、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

2 前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するものの差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。

4 第六十五條（債権證書の取上げ）及び第六十七條（差し押えた債権の取立）の規定は、第一項に規定する財産について準用する。

（差し押えた持分の払戻の請求）

第七十四條 税務署長は、中小企業等協同組合法に基く企